

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案
新旧対照条文 目次

- ◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）（第一条関係） 1
- ◎ 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第二条関係） 3
- ◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）（第三条関係） 5
- ◎ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（第四条関係） 16
- ◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）（第五条関係） 16
- ◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）（抄）（第六条関係） 21
- ◎ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）（抄）（第七条関係） 26
- ◎ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄）（第八条関係） 38
- ◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）（抄）（第九条関係） 130
- ◎ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）（抄）（第十条関係） 187
- ◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）（抄）（附則第八条関係） 197
- ◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）（附則第九条関係） 233

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（法第三十六条の二第三項の政令で定める額） 第五条の二 法第三十六条の二第三項に規定する政令で定める額は、七十三万円とする。</p> <p>（法第九十四条第三項の政令で定める額） 第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が令和四年三月であつて、令和六年四月に追納する場合は、この限りでない。</p>		<p>（法第三十六条の二第三項の政令で定める額） 第五条の二 法第三十六条の二第三項に規定する政令で定める額は、七十一万二千元とする。</p> <p>（法第九十四条第三項の政令で定める額） 第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が令和三年三月であつて、令和五年四月に追納する場合は、この限りでない。</p>	
平成二十六年 度	〇・〇一四	平成二十五年 度	〇・〇一一
平成二十七年 度	〇・〇一三	平成二十六年 度	〇・〇〇八

2 (略)	平成二十八年 度	〇・〇一二
	平成二十九 年度	〇・〇一一
	平成三十 年度	〇・〇一〇
	令和元 年度	〇・〇〇九
	令和二 年度	〇・〇〇八
	令和三 年度	〇・〇〇六

2 厚生労働大臣は、追納に係る期間の各月の保険料の額に前項に規定する額を加算した額（保険料を追納する場合に納付すべき額）を告示するものとする。	平成二十七 年度	〇・〇〇七
	平成二十八 年度	〇・〇〇六
	平成二十九 年度	〇・〇〇五
	平成三十 年度	〇・〇〇四
	令和元 年度	〇・〇〇三
	令和二 年度	〇・〇〇二

◎ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五十四条（略）</p> <p>2 前項の特例加算額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 特例納付を行った者の基準標準報酬月額に四・三二九を乗じ</p>	<p>第五十四条 特例納付を行った者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは旧船員保険法による老齢年金（第四項及び第五十六条において「老齢厚生年金等」という。）の額は、厚生年金保険法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五十九条第二項の規定並びに昭和六十年法律第三十四号附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十五条の規定、昭和六十年法律第三十四号附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年法律第三十四号附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号。以下「旧交渉法」という。）第十一条の二第一項の規定並びに昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧交渉法」という。</p> <p>2 前項の特例加算額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 特例納付を行った者の基準標準報酬月額に四・二一五を乗じ</p>

て得た額に特例加算乗率を乗じて得た額

二 (略)

3・4 (略)

て得た額に特例加算乗率を乗じて得た額

二 前条第二項の特例納付月数

3 前項第一号の特例加算乗率は、特例納付を行った者についての次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

昭和六十年法律第三十四号附則第六十三 条第一項に規定する者（以下この項にお いて「旧法対象者」という。）及び昭和 二年四月一日以前に生まれた者	千分の九・五〇〇
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日 までの間に生まれた者（旧法対象者を除 く。）	千分の九・三六七
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日 までの間に生まれた者（旧法対象者を除 く。）	千分の九・二三四

4 特例納付を行った者が老齢厚生年金等の受給権者であるときは、特例納付を行った日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金等の額を改定する。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>（老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え） 第五十二条（略）</p>			<p>（老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え） 第五十二条 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法の規定の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十六条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」とする。</p>		
<p>2 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第五条の二</p>	<p>五十三万二千元</p>	<p>七十三万円</p>	<p>第五条の二</p>	<p>五十三万二千元</p>	<p>七十一万二千元</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第五条の四第二項</p>	<p>五百六十八万八千円</p>	<p>六百三十八万七千円</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>当該扶養親族等</p>	<p>当該扶養親族等（所得税法に規定する扶養親族（二十歳以上七十歳未満の者に限る。第六</p>	<p>当該扶養親族等（所得税法に規定する扶養親族（二十歳以上七十歳未満の者に限る。第六</p>

	(略)
	(略)
	(略)
第六條の二第二項	
<p>条の四第一項及び第二項において「特定年齢扶養親族」という。）にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族（第六條の四第一項及び第二項において単に「控除対象扶養親族」という。）に限る。）</p>	<p>五、九三七、〇〇〇円</p>
<p>条の四第一項及び第二項において「特定年齢扶養親族」という。）にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族（第六條の四第一項及び第二項において単に「控除対象扶養親族」という。）に限る。）</p>	<p>六、六三六、〇〇〇円</p>
<p>総所得金額（同法附則第三十三條の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した地方税法第三十二條第一項に規定する総所得金額）</p>	<p>総所得金額</p>

(略)

(略)

並びに同法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額

、同法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第六條の二第二項第二号	第六條の二第二項第一号		
、同項第七号に規定する控除を受けた者（老齢福祉年金の受給権者を除く。）又は同項第八号若しくは第九	若しくは第四号若しくは第四号若しくは第十号の二	若しくは第四号若しくは第十号の二	、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額
、同項第七号に規定する控除を受けた者（老齢福祉年金の受給権者を除く。）又は同項第八号若しくは第九	若しくは第四号若しくは第十号の二	若しくは第四号若しくは第十号の二	、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額
、同項第七号に規定する控除を受けた者（老齢福祉年金の受給権者を除く。）又は同項第八号若しくは第九	若しくは第四号若しくは第十号の二	若しくは第四号若しくは第十号の二	、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額

(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第六条の四第一項			
規定する老人控除対象配偶者	三十三万円	に当該扶養親族等	百三十万二千元
規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以	三十八万円	に当該扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）	百六十九万五千元
<p>号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けては当該控除を受けた者につき、二十五万円（当該障害者が同項第六号に規定する特別障害者である場合には、三十万円）</p> <p>控除を受けた者については当該控除を受けた者につき、二十七万円、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円</p>			

		(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

		第六条の四第二項		
当該扶養親族等	三百二十万四千円	三十九万円	当該老人控除対象配偶者	
当該扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）	三百五十万千円	四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。	当該同一生計配偶者	下この項において同じ。）

第六條の四第三項及び第六條の五第二項	(略)	(略)
	三万二千四百円	九万七千八百円

3 (略)

(旧厚生年金保険法附則第十六條第二項に規定する政令で定める額)

第九十四條 昭和六十年改正法附則第七十八條第二項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第十六條第二項に規定する政令で定める額は、十一万六千五百円とする。

(改正前の法律第七十二号附則第十條に規定する政令で定める額)

第十七條 昭和六十年改正法附則第八十七條第三項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前の法律第七十二号附則第十條に規定する政令で定める額は、十一万六千五百円とする。

第三十六條 特別一時金の額は、昭和六十年改正法附則第九十四條第一項に規定する対象旧保険料納付済期間(以下単に「対象旧保険料納付済期間」という。)に⁽応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

第六條の四第三項及び第六條の五第二項	三、四五三、〇〇〇円	三、七五〇、〇〇〇円
	三万二千四百円	九万六百元

3 老齡福祉年金の支給の停止に係る所得の額の計算方法については、旧国民年金法施行令第六條の二第二項第四号の規定は、適用しない。

(旧厚生年金保険法附則第十六條第二項に規定する政令で定める額)

第九十四條 昭和六十年改正法附則第七十八條第二項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第十六條第二項に規定する政令で定める額は、十一万三千五百円とする。

(改正前の法律第七十二号附則第十條に規定する政令で定める額)

第十七條 昭和六十年改正法附則第八十七條第三項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前の法律第七十二号附則第十條に規定する政令で定める額は、十一万三千五百円とする。

第三十六條 特別一時金の額は、昭和六十年改正法附則第九十四條第一項に規定する対象旧保険料納付済期間(以下単に「対象旧保険料納付済期間」という。)に⁽応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	三〇、〇〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	六〇、四〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	九〇、四〇〇円
三年を超え四年に達するまでの期間	一二〇、八〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	一五一、〇〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	一八一、二〇〇円
六年を超え七年に達するまでの期間	二一一、六〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	二四一、七〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二七一、八〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	三〇一、九〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	三三二、三〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	三六二、五〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	三九二、七〇〇円

対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	二九、一〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	五八、五〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	八七、六〇〇円
三年を超え四年に達するまでの期間	一一七、一〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	一四六、三〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	一七五、六〇〇円
六年を超え七年に達するまでの期間	二〇五、〇〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	二三四、二〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二六三、四〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	二九二、五〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	三二二、〇〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	三五二、三〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	三八〇、五〇〇円

二十三年を超え十四年に達するまでの期間	四二二、七〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	四五一、八〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	四八三、二〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	五一三、二〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	五四三、六〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	五七四、〇〇〇円
十九年を超え二十年に達するまでの期間	六〇四、〇〇〇円
二十年を超え二十一年に達するまでの期間	六三四、三〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	六六四、四〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	六九四、六〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	七二四、七〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	七五四、九〇〇円

二十三年を超え十四年に達するまでの期間	四〇九、六〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	四三八、八〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	四六八、二〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	四九七、三〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	五二六、七〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	五五六、二〇〇円
十九年を超え二十年に達するまでの期間	五八五、三〇〇円
二十年を超え二十一年に達するまでの期間	六一四、六〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	六四三、八〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	六七三、一〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	七〇二、二〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	七三一、五〇〇円

2
(略)

期間

2 旧国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る対象旧保険料納付済期間を有する者に支給する特別一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、当該保険料に係る対象旧保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額を加算した額とする。

期間

当該保険料に係る対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	四、八〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	九、六〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	一四、四〇〇円
三年を超え四年に達するまでの期間	一九、二〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	二四、〇〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	二八、八〇〇円
六年を超え七年に達するまでの期間	三三、六〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	三八、四〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	四三、二〇〇円

--

九年を超え十年に達するまでの期間	四八、〇〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	五二、八〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	五七、六〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	六二、四〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	六七、二〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	七二、〇〇〇円
十五年を超え十五年六月に達するまでの期間	七六、八〇〇円

◎ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第四条、第九条関係）		別表（第四条、第九条関係）	
昭和三十六年度	八・九一四	昭和三十六年度	八・八五五
昭和三十七年度	八・三九七	昭和三十七年度	八・三四一
昭和三十八年度	七・九〇七	昭和三十八年度	七・八五四
昭和三十九年度	七・四四三	昭和三十九年度	七・三九二
昭和四十年年度	七・〇〇二	昭和四十年年度	六・九五五
昭和四十一年度	六・五八五	昭和四十一年度	六・五四〇
昭和四十二年度	六・一九〇	昭和四十二年度	六・一四七
昭和四十三年度	五・八一五	昭和四十三年度	五・七七四
昭和四十四年度	五・四六〇	昭和四十四年度	五・四二一
昭和四十五年度	五・一二三	昭和四十五年度	五・〇八六

昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇
昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一
昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四

昭和四十六年度	四・七六九
昭和四十七年度	四・四六八
昭和四十八年度	四・一八三
昭和四十九年度	三・九一三
昭和五十年度	三・六五七
昭和五十一年度	三・四一四
昭和五十二年度	三・一八四
昭和五十三年度	二・九六六
昭和五十四年度	二・七五九
昭和五十五年度	二・五六三
昭和五十六年度	二・三七七
昭和五十七年度	二・二〇一
昭和五十八年度	二・〇三四
昭和五十九年度	一・八七六

昭和六十年 度	一・七四三
昭和六十一年 度	一・六〇〇
昭和六十二年 度	一・四六四
昭和六十三年 度	一・三三六
平成元年 度	一・二一四
平成二年 度	一・〇九九
平成三年 度	〇・九八九
平成四年 度	〇・八八五
平成五年 度	〇・七八七
平成六年 度	〇・六九四
平成七年 度	〇・六〇六
平成八年 度	〇・五二二
平成九年 度	〇・四四三
平成十年 度	〇・三六七

昭和六十年 度	一・七二六
昭和六十一年 度	一・五八四
昭和六十二年 度	一・四四九
昭和六十三年 度	一・三二二
平成元年 度	一・二〇一
平成二年 度	一・〇八六
平成三年 度	〇・九七七
平成四年 度	〇・八七四
平成五年 度	〇・七七六
平成六年 度	〇・六八四
平成七年 度	〇・五九六
平成八年 度	〇・五一三
平成九年 度	〇・四三四
平成十年 度	〇・三五九

平成二十一年度	○・三一五
平成二十二年	○・二六四
平成二十三年	○・二二六
平成二十四	○・一六九
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一三六
平成二十七年	○・一一六
平成二十八年	○・〇九七
平成二十九年	○・〇八一
平成三十年	○・〇六六
平成三十一年	○・〇五三
平成三十二年	○・〇四一
平成三十三年	○・〇三一
平成三十四	○・〇二四

平成二十一年度	○・三〇七
平成二十二年	○・二五七
平成二十三年	○・二〇八
平成二十四	○・一六二
平成二十五年	○・一四五
平成二十六年	○・一二九
平成二十七年	○・一〇九
平成二十八年	○・〇九〇
平成二十九年	○・〇七四
平成三十年	○・〇五九
平成三十一年	○・〇四七
平成三十二年	○・〇三四
平成三十三年	○・〇二五
平成三十四	○・〇一八

令和三年度	○・〇〇六
令和二年度	○・〇〇八
令和元年度	○・〇〇九
平成三十年代	○・〇一〇
平成二十九年度	○・〇一一
平成二十八年度	○・〇一二
平成二十七年度	○・〇一三
平成二十六年度	○・〇一四
平成二十五年度	○・〇一八

(新設)	(新設)
令和二年度	○・〇〇二
令和元年度	○・〇〇三
平成三十年代	○・〇〇四
平成二十九年度	○・〇〇五
平成二十八年度	○・〇〇六
平成二十七年度	○・〇〇七
平成二十六年度	○・〇〇八
平成二十五年度	○・〇一一

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）</p> <p>第二十七条 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定の適用については、同条第一項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乗じて得た金額」とあるのは「ロに定める金額」とあるのは「ロに定める金額に百分の百を乗じて得た金額」と、</p> <p>「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」と、</p> <p>同条第二項中「一・二二」とあるのは「一・二〇四五四六」とあるのは「一・附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とあるのは「一・三二四五四五」（昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三二〇〇〇〇」とし、昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三一九〇九一」とし、昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三〇九〇九一」とし、昭和十</p>	<p>（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）</p> <p>第二十七条 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定の適用については、同条第一項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乗じて得た金額」とあるのは「ロに定める金額」とあるのは「ロに定める金額に百分の百を乗じて得た金額」と、</p> <p>「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」と、</p> <p>同条第二項中「一・二二」とあるのは「一・二〇四五四六」とあるのは「一・附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とあるのは「一・二九一八一八」（昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二八八一八二」とし、昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二八七二七三」とし、昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二七七二七三」とし、昭和十</p>

年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三〇〇〇〇」とし、昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二九四五五」とし、昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二八九〇九」とし、昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二六二七二七」とし、昭和五年四月一日以前に生まれた者にあつては「一・二五二七二七」とする。」と、「同項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」と、「三万六千五百六十四円」とあるのは「三万六千八十円」とあるのは「同項第一号イ中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十五万八千八百八十円」と、「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」とあるのは「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十五万二千八百八十円（昭和三十一年四月一日以前に生まれた者にあつては、七十五万八千八百八十円とする。）」と、同条第五項中「前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第一項の従前額改定率及び国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の措置を講じることにより、旧共済法による年金の額を改定する場合」と、「同項」とあるのは「附則第三十

年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二六八一八」とし、昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二六二七二七」とし、昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二五七二七三」とし、昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二三一八一八」とし、昭和五年四月一日以前に生まれた者にあつては「一・二二二七二七」とする。」と、「同項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」と、「三万六千五百六十四円」とあるのは「三万六千八十円」とあるのは「同項第一号イ中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十三万二千八百九十円」と、「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」とあるのは「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十三万四千八百九十円（昭和三十一年四月一日以前に生まれた者にあつては、七十三万二千八百九十円とする。）」と、同条第五項中「前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第一項の従前額改定率及び国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の措置を講じることにより、旧共済法による年金の額を改定する場合」と、「同項」とあるのは「附

五条第一項、平成十二年改正法附則第十二条第一項及び国民年金法第二十七条」と、「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」とする。

2
2
4
(略)

則第三十五条第一項、平成十二年改正法附則第十二条第一項及び国民年金法第二十七条」と、「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」とする。

2 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付（日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）に対する国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号。以下「平成十二年国共済改正政令」という。）附則第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「乗じて得た金額」とあるのは、「乗じて得た金額に百十分の百を乗じて得た金額」とする。

3 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（第二十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前平成元年国共済改正法附則第八条第二項に規定する年金たる給付に限る。）についてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第二項第一号及び第二号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十九条第一項第一号イ②及びロ②並びに第三項並びに附則第十二条の四の二第三項第一号及び第二号の例によりその額を計算する場合における平成十二年国共済改正法附則第十二条第一項及び国家公務員共済組合法施行令等の一部

を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第七条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額」とあるのは、「合算して得た金額」とする。

4 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める部分は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた平成二年三月三十一日における旧国共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の額の百十分の十に相当する額に相当する部分とする。

5 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の額を計算する場合における平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）」とあるのは「一・〇一四七三二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇一一二八九〇

5 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の額を計算する場合における平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）」とあるのは「一・〇三九五九二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇三七七五〇

「と、平成十二年国共済改正政令附則第八條第一項第二号中」を適用したとしたならば」とあるのは「並びに平成八年改正法附則第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一條第二項の規定を適用したとしたならば」と、「従前額改定率」とあるのは「一・〇三九五九二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇三七七五〇）」とする。

「と、平成十二年国共済改正政令附則第八條第一項第二号中」を適用したとしたならば」とあるのは「並びに平成八年改正法附則第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一條第二項の規定を適用したとしたならば」と、「従前額改定率」とあるのは「一・〇一四七三二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇一二八九〇）」とする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令に基づき特別納付を行った者等に係る経過措置）</p> <p>第三条 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖繩特別措置政令」という。）第五十四条第二項に規定する特例加算額については、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額とする。</p> <p>一 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額</p> <p>イ 沖繩特別措置政令第五十三条第一項に規定する特例納付（以下「特例納付」という。）を行った者の同条第二項に規定する基準標準報酬月額（以下「基準標準報酬月額」という。）に四・三二九を乗じて得た額に、沖繩特別措置政令第五十条第三項に規定する特例加算乗率を乗じて得た額</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令に基づき特別納付を行った者等に係る経過措置）</p> <p>第三条 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖繩特別措置政令」という。）第五十四条第二項に規定する特例加算額については、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額とする。</p> <p>一 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額</p> <p>イ 沖繩特別措置政令第五十三条第一項に規定する特例納付（以下「特例納付」という。）を行った者の同条第二項に規定する基準標準報酬月額（以下「基準標準報酬月額」という。）に四・二一五を乗じて得た額に、沖繩特別措置政令第五十条第三項に規定する特例加算乗率を乗じて得た額</p> <p>ロ 沖繩特別措置政令第五十三条第二項に規定する特例納付月数（以下「特例納付月数」という。）</p> <p>二 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額に、従前額改定率を乗じて得た額</p> <p>イ 特例納付を行った者の基準標準報酬月額に四・一五を乗じて得た額に、第八条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う</p>

厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十四条
第三項に規定する特例加算乗率を乗じて得た額

ロ 特例納付月数

2 平成十二年改正法附則第二十一条第一項から第八項まで並びに平成十二年経過措置政令第十四条及び第十九条の規定は、沖縄特別措置政令第五十六条の五第二項に規定する特別加算額を計算する場合について準用する。この場合において、平成十二年改正法附則第二十一条第一項中「前条」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十四年政令第二百四十六号）第六条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第五十六条の五第二項及び第三項（同令第五十六条の七第二項から第四項までにおいてその例による場合を含む。）」、第五十六条の六並びに第五十六条の七第一項」と、同項第一号中「平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）第八条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十六条の五第二項及び第三項（同令第五十六条の七第二項から第四項までにおいてその例による場合を含む。）」、第五十六条の六並びに第五十六条の七第一項の規定により計算した額」と読み替えるものとする。

◎ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条、第三条、第八条関係）		別表第一（第二条、第三条、第八条関係）	
昭和三十六年度	八・九一四	昭和三十六年度	八・八五五
昭和三十七年度	八・三九七	昭和三十七年度	八・三四一
昭和三十八年度	七・九〇七	昭和三十八年度	七・八五四
昭和三十九年度	七・四四三	昭和三十九年度	七・三九二
昭和四十年年度	七・〇〇二	昭和四十年年度	六・九五五
昭和四十一年度	六・五八五	昭和四十一年度	六・五四〇
昭和四十二年度	六・一九〇	昭和四十二年度	六・一四七
昭和四十三年度	五・八一五	昭和四十三年度	五・七七四
昭和四十四年度	五・四六〇	昭和四十四年度	五・四二一
昭和四十五年度	五・一二三	昭和四十五年度	五・〇八六

昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇
昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一
昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四

昭和四十六年度	四・七六九
昭和四十七年度	四・四六八
昭和四十八年度	四・一八三
昭和四十九年度	三・九一三
昭和五十年度	三・六五七
昭和五十一年度	三・四一四
昭和五十二年度	三・一八四
昭和五十三年度	二・九六六
昭和五十四年度	二・七五九
昭和五十五年度	二・五六三
昭和五十六年度	二・三七七
昭和五十七年度	二・二〇一
昭和五十八年度	二・〇三四
昭和五十九年度	一・八七六

昭和六十年 度	一・七四三
昭和六十一年 度	一・六〇〇
昭和六十二年 度	一・四六四
昭和六十三年 度	一・三三六
平成元年 度	一・二一四
平成二年 度	一・〇九九
平成三年 度	〇・九八九
平成四年 度	〇・八八五
平成五年 度	〇・七八七
平成六年 度	〇・六九四
平成七年 度	〇・六〇六
平成八年 度	〇・五二二
平成九年 度	〇・四四三
平成十年 度	〇・三六七

昭和六十年 度	一・七二六
昭和六十一年 度	一・五八四
昭和六十二年 度	一・四四九
昭和六十三年 度	一・三二二
平成元年 度	一・二〇一
平成二年 度	一・〇八六
平成三年 度	〇・九七七
平成四年 度	〇・八七四
平成五年 度	〇・七七六
平成六年 度	〇・六八四
平成七年 度	〇・五九六
平成八年 度	〇・五二三
平成九年 度	〇・四三四
平成十年 度	〇・三五九

平成二十一年度	○・三一五
平成二十二年	○・二六四
平成二十三年	○・二二六
平成二十四	○・一六九
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一三六
平成二十七年	○・一一六
平成二十八年	○・〇九七
平成二十九年	○・〇八一
平成三十年	○・〇六六
平成三十一年	○・〇五三
平成三十二年	○・〇四一
平成三十三年	○・〇三一
平成三十四	○・〇二四

平成二十一年度	○・三〇七
平成二十二年	○・二五七
平成二十三年	○・二〇八
平成二十四	○・一六二
平成二十五年	○・一四五
平成二十六年	○・一二九
平成二十七年	○・一〇九
平成二十八年	○・〇九〇
平成二十九年	○・〇七四
平成三十年	○・〇五九
平成三十一年	○・〇四七
平成三十二年	○・〇三四
平成三十三年	○・〇二五
平成三十四	○・〇一八

別表第二（第二十二條關係）

昭和三十六年度	五・三三〇	平成二十五年	〇・〇一八
昭和三十七年度	五・〇一一	平成二十六年	〇・〇二四
昭和三十八年度	四・六二九	平成二十七年	〇・〇二三
		平成二十八年度	〇・〇二二
		平成二十九年度	〇・〇一一
		平成三十年度	〇・〇一〇
		令和元年度	〇・〇〇九
		令和二年度	〇・〇〇八
		令和三年度	〇・〇〇六

別表第一（第二十二條關係）

昭和三十六年度	五・一三四	平成二十五年	〇・〇一一
昭和三十七年度	四・八二五	平成二十六年	〇・〇〇八
昭和三十八年度	四・四五四	平成二十七年	〇・〇〇七
		平成二十八年度	〇・〇〇六
		平成二十九年度	〇・〇〇五
		平成三十年度	〇・〇〇四
		令和元年度	〇・〇〇三
		令和二年度	〇・〇〇二
		(新設)	(新設)

昭和三十九年度	四・二三一
昭和四十年	四・〇三五
昭和四十一年度	三・七二三
昭和四十二年	三・四九四
昭和四十三年	三・三二一
昭和四十四年	三・一〇三
昭和四十五年	二・九〇一
昭和四十六年	二・六二二
昭和四十七年	二・四〇七
昭和四十八年	二・二四八
昭和四十九年	一・九〇八
昭和五十年	一・三六〇
昭和五十一年	一・一一三
昭和五十二年	〇・九三一

昭和三十九年度	四・〇六九
昭和四十年	三・八七九
昭和四十一年度	三・五七七
昭和四十二年	三・三四四
昭和四十三年	三・一八七
昭和四十四年	二・九七六
昭和四十五年	二・七八〇
昭和四十六年	二・五〇九
昭和四十七年	二・三〇一
昭和四十八年	二・一四七
昭和四十九年	一・八一八
昭和五十年	一・二八七
昭和五十一年	一・〇四七
昭和五十二年	〇・八七二

昭和五十三年度	○・七八七
昭和五十四年度	○・七一五
昭和五十五年度	○・六五三
昭和五十六年度	○・五三五
昭和五十七年度	○・四六四
昭和五十八年度	○・四二四
昭和五十九年度	○・三九七
昭和六十年度	○・三六六
昭和六十一年度	○・三三九
昭和六十二年度	○・三三一
昭和六十三年度	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一
平成三年度	○・二五二

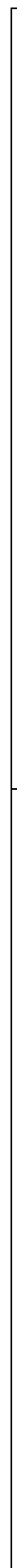
昭和五十三年度	○・七三一
昭和五十四年度	○・六六二
昭和五十五年度	○・六〇二
昭和五十六年度	○・四八八
昭和五十七年度	○・四一八
昭和五十八年度	○・三八〇
昭和五十九年度	○・三五四
昭和六十年度	○・三二三
昭和六十一年度	○・二九七
昭和六十二年度	○・二九〇
昭和六十三年度	○・二八八
平成元年度	○・二七九
平成二年度	○・二五一
平成三年度	○・二一三

平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度
○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四八	○・一六八	○・一六九	○・一六九	○・一七八	○・一九三	○・二二二

平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度
○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一一二	○・一三二	○・一三三	○・一三三	○・一四一	○・一五六	○・一七四

令和元年度	平成三十年度	平成二十九年度	平成二十八年年度	平成二十七年年度	平成二十六年年度	平成二十五年年度	平成二十四年度	平成二十三年度	平成二十二年度	平成二十一年度	平成二十年度	平成十九年度	平成十八年度
○・○六三	○・○七四	○・○七九	○・○七九	○・○八八	○・一一七	○・一二二	○・一二二	○・一二二	○・一二二	○・一二二	○・一三七	○・一三七	○・一四一

(新設)	平成三十年度	平成二十九年度	平成二十八年年度	平成二十七年年度	平成二十六年年度	平成二十五年年度	平成二十四年度	平成二十三年度	平成二十二年度	平成二十一年度	平成二十年度	平成十九年度	平成十八年度
(新設)	○・○四〇	○・○四六	○・○四六	○・○五四	○・○八二	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・一〇二	○・一〇二	○・一〇五



◎ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令和六年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定）</p> <p>第一条 令和六年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については一・〇四二とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇四五とする。</p> <p>（令和六年度及び令和七年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定）</p> <p>第二条 令和六年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九九九とする。</p> <p>2 令和七年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、一・〇三〇とする。</p> <p>（令和六年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）</p> <p>第四条 令和六年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>2 令和六年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読</p>	<p>（令和五年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定）</p> <p>第一条 令和五年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については一・〇一五とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇一八とする。</p> <p>（令和五年度及び令和六年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定）</p> <p>第二条 令和五年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九七二とする。</p> <p>2 令和六年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九九九とする。</p> <p>（令和五年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）</p> <p>第四条 令和五年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>2 令和五年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読</p>

み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

3 令和六年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額の改定）

第五条 令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「五十万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（令和六年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 令和六年度における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇四三とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇四一とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

(略)	(略)
(略)	(略)

み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

3 令和五年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

第五条 削除

（令和五年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 令和五年度における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇一六とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇一四とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九二三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九二六

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

平成十九年四月から平成二十年三月まで	平成二十年四月から平成二十一年三月まで	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで
○・九二四	○・九二四	○・九一四	○・九二七	○・九三四	○・九三七	○・九三七	○・九三二	○・九〇九	○・九〇九

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
令和六年四月から令和七年三月まで	○・八五三	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五六三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二五〇

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九一〇
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九一〇
平成三十一年四月から令和二年三月まで	○・九〇三
令和二年四月から令和三年三月まで	○・八九九
令和三年四月から令和四年三月まで	○・九〇〇
令和四年四月から令和五年三月まで	○・九〇四
令和五年四月から令和六年三月まで	○・八七九
(新設)	(新設)

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・一八〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八七五

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・〇五二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六二二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七四六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九一〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一八八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一六六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五八四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四〇三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六六五

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・六八三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・三一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四六三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四四六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六七六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・九七三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九七八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四一一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二三五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・五一六

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三二九
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七五五
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七五三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四七
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九四〇
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七八三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇〇

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・二一五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六五六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六八一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二八五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・八八九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七三六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六四六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四一〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三六三

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四六
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二四
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三一一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二四〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六六

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七二
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六七
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六六
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五七
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五四
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五四
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五六
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三二

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三九二
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・一九二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七三九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八五三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九九四

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二
(新設)	(新設)

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三二四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・〇一四
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・八一九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・四三〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五六八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五四三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・七五八

昭和五十二年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
一・八〇二	一・九六一	二・三七〇	二・七七九	三・七九三	四・三七三	五・七二三	六・四七〇	六・六四九	七・二三七	八・二七〇

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
一・七五五	一・九〇九	二・三〇八	二・七〇六	三・六九三	四・二五八	五・五七三	六・三〇〇	六・四七四	七・〇四七	八・〇五三

で	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇七
で	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三八
で	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六六
で	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一四
で	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六一
で	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二八四
で	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五四
で	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二一
で	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四八
で	平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九七
で	平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六四

で	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六六二
で	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四九八
で	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四二七
で	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三七七
で	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二五
で	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二五〇
で	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二一
で	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八九
で	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一八
で	平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六八
で	平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三六

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二四
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七

平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六

平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七二
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六七
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七〇

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・〇二五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七〇五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四九七

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六六
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五七
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五四
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五四
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五六
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三二
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二
(新設)	(新設)

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六三〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三一八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・一一六

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九八九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇〇九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一九五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四五一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三九五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七八九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・六一一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八四三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四六七

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六七四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七九三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七四六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九五三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二二九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二〇一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六一一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四三七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六八九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三五〇

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八七四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八四二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四二四
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇〇三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八四〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七四二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五七二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三八九

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七七二
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七六七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三六〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九五〇
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七九二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三五二

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三二三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一二〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇六五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二四
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇〇〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇〇七
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六

平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九

で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
で	平成三十一年四月から令和二年二月まで	〇・九八〇
で	令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
で	令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
で	令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
で	令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八

で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七二
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六七
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七〇
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六六
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五七
で	平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五四
で	令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五四
で	令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五六
で	令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三二
で	令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・一〇二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七七六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・五七二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・〇五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一四二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇六〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・二三九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四九一

(新設)

(新設)

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七〇五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三八八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・一八九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七三五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八四九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七九六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九九六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二六八

昭 和 四 十 年 五 月 か ら 昭 和 四 十 一 年 三 月 ま で	七・四三一
昭 和 四 十 一 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 二 年 三 月 ま で	六・八二六
昭 和 四 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 三 年 三 月 ま で	六・六四五
昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	五・八七五
昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	四・四九〇
昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	三・八九四
昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	二・八五六
昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	二・四三五
昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	二・〇一三
昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一・八五一

昭 和 四 十 年 五 月 か ら 昭 和 四 十 一 年 三 月 ま で	七・二三六
昭 和 四 十 一 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 二 年 三 月 ま で	六・六四七
昭 和 四 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 三 年 三 月 ま で	六・四七〇
昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	五・七二一
昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	四・三七二
昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	三・七九二
昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	二・七八一
昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	二・三七一
昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	一・九六〇
昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一・八〇二

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七五一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五八〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五〇五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三九六
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三一九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一二六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇九三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇七一

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三五九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二八四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四三

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇五一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二九
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇一五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年二月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年二月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年二月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
で 平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
で 平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
で 平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
で 平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
で 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七
で 平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九
で 平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
で 平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
で 平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九
で 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七二
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六七
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六六

平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年二月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・一〇二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七七六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・五七二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・〇五二

平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五七
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五四
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五四
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五六
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三二
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二
(新設)	(新設)

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七〇五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三八八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・一八九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七三五

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月
一一・一四二	一〇・〇六〇	九・二三九	八・四九一	七・四三一	六・八二六	六・六四五	五・八七五	四・四九〇	三・八九四

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月
一〇・八四九	九・七九六	八・九九六	八・二六八	七・二三六	六・六四七	六・四七〇	五・七二一	四・三七二	三・七九二

昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 二 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	ま で
一・三一九	一・三九六	一・四四八	一・五〇五	一・五八〇	一・七五一	一・八五一	二・〇一三	二・四三五	二・八五六	

昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 二 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	ま で
一・二八四	一・三五九	一・四一〇	一・四六五	一・五三八	一・七〇五	一・八〇二	一・九六〇	二・三七一	二・七八一	

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一二六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇九三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇七一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇五一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二九
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇一五
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇〇一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七四

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六

平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七二
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六七
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六六
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五七
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五四
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五四
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五六
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三二
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二
(新設)	(新設)

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・一六五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・八三七
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・六三四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・一〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一八八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・一〇二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・二七七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・五二六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四六一

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七六六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四四七
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・二四九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七八二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八九四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八三六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇三三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三〇二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二六五

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・八五三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・六七〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八九八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五一〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九一一
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八六七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四四五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇二一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八五九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七五八

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六七三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七四三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三九一
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八〇八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七九二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三八一
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六八
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八一〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七一二

昭和五十五年十月から昭和三十七年三月まで	一・五八六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・五一一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・四五五
昭和三十九年四月から昭和三十九年九月まで	一・四〇三
昭和三十九年十月から昭和三十九年三月まで	一・三二五
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・二九一
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・二六〇
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・一八三
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・一三一
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・〇九八
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・〇七六
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・〇五五

昭和三十五年十月から昭和三十七年三月まで	一・五四四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・四七一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・四一七
昭和三十九年四月から昭和三十九年九月まで	一・三六六
昭和三十九年十月から昭和三十九年三月まで	一・二九〇
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・二五七
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・二二七
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・一五二
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・一〇一
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・〇六九
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・〇四八
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・〇二七

平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇三三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇〇五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三

平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七二
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六七
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六六
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五七

平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二七三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・九四六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・七三八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・一八六

平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五四
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五四
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五六
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三二
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二
(新設)	(新設)

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・八七一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五五三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・三五一
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・八六六

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・二七一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・一七七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・三四五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・五八九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五一五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九〇三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七一九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・九四〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五四一
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九四一

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九七五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九〇九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇九九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三六三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三一七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七二二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五四二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七八四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四二二
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八三七

昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八八九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四六五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇三四
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八七二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五九六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五二一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四六七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四一三
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三三五
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三〇〇

昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八一三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四〇〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九八一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八二三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四八一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七六
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六

で	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二六九
	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一九二
	平成三年四月から平成四年三月まで	一・一三九
	平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇七
	平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇八三
	平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇六二
	平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四〇
	平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二八
	平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇一三
	平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇〇一
	平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇〇〇
	平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
	平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七

で	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三六
	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六一
	平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇九
	平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七八
	平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五五
	平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三四
	平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一三
	平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇一
	平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八六
	平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七五
	平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九七四
	平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七四
	平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一

平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八

平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九九三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	○・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	○・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	○・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	○・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	○・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	○・九二八

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九七二
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九六七
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九七〇
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九六六
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九五七
平成三十一年四月から令和二年三月まで	○・九五四
令和二年四月から令和三年三月まで	○・九五四
令和三年四月から令和四年三月まで	○・九五六
令和四年四月から令和五年三月まで	○・九三二
令和五年四月から令和六年三月まで	○・九三二
(新設)	(新設)

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期

間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四〇〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・〇六八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・八五八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・二八九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三六〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・二五九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四二一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六五九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五七九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九六〇

間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九九五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六七二
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四六七
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九六六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇六一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九八九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一七三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四三一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三八〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七七七

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七七二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・九八九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五七八
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九七二
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九一五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四八一
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八八七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六〇八

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五九四
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八三二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四五八
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八六八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八三八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四一六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九九七
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八三七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六

で		
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三三	
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八〇	
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二四	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三四六	
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一一	
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二七九	
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇二	
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一四七	
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一五	
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九二	
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七一	
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四九	

で		
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九三	
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四一	
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三八七	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三一一	
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七七	
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四五	
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七〇	
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一七	
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八六	
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇六三	
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四三	
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二二	

平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三六
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二三
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇〇九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六

平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九八三
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九八二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九八二
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九九〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八九

で	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
で	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
で	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
で	平成三十一年四月から令和二年二月まで	〇・九八〇

で	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九六
で	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
で	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九九
で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七二
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六七
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七〇
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六六
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五七
で	平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五四

令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

九 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四一四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・〇八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・八七四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・三〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三七三

令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五四
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五六
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三二
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三二
(新設)	(新設)

九 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・〇〇九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六八五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四八三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九七七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇七四

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・二七〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四二九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六六八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五八四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九六六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七七七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・九九六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五八二
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九七六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九一八

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇〇〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一八一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四四〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三八五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七八三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八三八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四六二
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八七一
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八四一

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四八三
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八八八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六一〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二四
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三四七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三二三

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四一八
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九九九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八三八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七四一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三八七
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三一二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七八

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一四八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五〇
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三七
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二四
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一〇
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一〇
平成十三年四月から平成十四年二月まで	一・〇〇九
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一五

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇六四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二二
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇一〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九八四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九八三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九八三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八二
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八八

平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇一八
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二二
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇一八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇一
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二三
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二四
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二六
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九六

平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九五
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九五
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七五
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九八七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九九九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七〇

で	
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九九一
で	
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九九四
で	
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九九〇
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九八一
平成三十一年四月から令和二年二月まで	○・九七八
令和二年四月から令和三年三月まで	○・九七八
令和三年四月から令和四年三月まで	○・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	○・九五六
令和五年四月から令和六年三月まで	○・九二六
令和六年四月から令和七年三月まで	○・九二六

十 昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

で	
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九六五
で	
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九六八
で	
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九六四
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九五五
平成三十一年四月から令和二年三月まで	○・九五二
令和二年四月から令和三年三月まで	○・九五二
令和三年四月から令和四年三月まで	○・九五四
令和四年四月から令和五年三月まで	○・九三〇
令和五年四月から令和六年三月まで	○・九三〇
(新設)	(新設)

十 昭和三十一年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・一二六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・九一八
昭和三十三年五月から昭和三十六年三月まで	一二・三三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・四〇七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・三〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四五七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六九四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六〇六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九八七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七九七

昭和三十三年三月以前	一五・〇五三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七二八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・五二六
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・〇一三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一〇七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇三〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・二〇八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四六五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四〇六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・八〇三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・六一八

昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで
一・六一五	一・七九四	一・八九四	二・〇五九	二・四九〇	二・九二六	三・九八八	四・五九六	六・〇一三	

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで
一・五七三	一・七四七	一・八四四	二・〇〇五	二・四二五	二・八四九	三・八八三	四・四七五	五・八五五	

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三五二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇四〇

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四六
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三九一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三一六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二五〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇九〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇六七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二五
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇一三

平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一三
平成十三年四月から平成十四年二月まで	一・〇一二
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一八
平成十五年四月から平成十六年二月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年二月まで	一・〇二二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年二月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年二月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一七

平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇〇〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九八七
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九八六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九八六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八一
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九九四
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九九五
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九九四
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九九〇

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二二
で	
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
で	
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二七
で	
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二九
で	
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九九
で	
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九四
で	
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九七
で	
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九三
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八四
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八一
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九七八

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九五
で	
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八
で	
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇〇
で	
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇二
で	
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九七三
で	
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九六八
で	
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九七一
で	
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九六七
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九五八
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九五五
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九五二

令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五六
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二六
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二六

十一 昭和三十一年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・一二六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・九一八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・三三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・四〇七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・三〇一

令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九五四
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九三〇
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九三〇
(新設)	(新設)

(新設)

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四五七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六九四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六〇六
昭和三十九年四月から昭和四十二年三月まで	六・九八七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・〇一三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五九六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九八八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九二六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四九〇

昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	二 ・ 〇 五 九
昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一 ・ 八 九 四
昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	一 ・ 七 九 四
昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	一 ・ 六 一 五
昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	一 ・ 五 三 八
昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	一 ・ 四 八 五
昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	一 ・ 四 二 九
昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 二 年 三 月 ま で	一 ・ 三 五 二
昭 和 六 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 三 年 三 月 ま で	一 ・ 三 一 七
昭 和 六 十 三 年 四 月 か ら 平 成 元 年 十 一 月 ま で	一 ・ 二 八 四

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇四〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一四
平成十一年四月から平成十二年二月まで	一・〇一三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一三
平成十三年四月から平成十四年二月まで	一・〇一二
平成十四年四月から平成十五年二月まで	一・〇一八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二一

平成十六年四月から平成十七年二月まで	一・〇二二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年二月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年二月まで	一・〇二一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二二
平成二十三年四月から平成二十四年二月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年二月まで	一・〇二七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九九

昭和三十三年三月以前	一四・三七六
------------	--------

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九九四
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	○・九九七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	○・九九三
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	○・九八四
平成三十一年四月から令和二年三月まで	○・九八一
令和二年四月から令和三年三月まで	○・九七八
令和三年四月から令和四年三月まで	○・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	○・九五六
令和五年四月から令和六年三月まで	○・九二六
令和六年四月から令和七年三月まで	○・九二六

別表第二（第四条第二項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九九八
------------	--------

別表第二（第四条第二項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	六〇・〇一一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六三八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四一八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三五八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五三七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・四三六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・三四四
昭和三十二年四月から昭和三十三年三月まで	一三・七二〇

昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八五三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・四三七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一九七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・一一二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二六〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・一〇九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・九九三
昭和三十二年四月から昭和三十三年三月まで	一三・三五九

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で
一・四四八	一・五四五	一・六七八	一・七四一	一・八三六	二・二二〇	二・五九八	三・七九七	四・二〇五	五・二八〇

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で
一・四一〇	一・五〇四	一・六三四	一・六九五	一・七八八	二・一六二	二・五三〇	三・六九七	四・〇九四	五・一四一

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七三

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五二〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八五七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四七六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・五五九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六四二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四五二

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二九〇
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二四〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・一三八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・四九三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・一二二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・二二九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三六二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二〇三

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五〇三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二九〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三七六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇七〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三三二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二四八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八三五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六二五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二四五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八五七

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・二七九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇九八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二〇八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九一〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一九二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七三四
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五五六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一八六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五一一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八〇八

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七五八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四〇
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二八四
昭和三十三年三月以前	一四・八三二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一五四

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七一二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六五一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四二七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三〇五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二五〇
昭和三十三年三月以前	一四・四四二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七八二

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・七六六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・八三一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八七二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六八八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八七九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四四八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五一一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四四六

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四〇四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四九四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五八六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四〇二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四六〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六七二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二五二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三四〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇三六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三〇三

昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で
一・四七六	一・四九七	一・五九〇	一・七三二	一・七九七	一・八九四	二・二九一	二・六七九	三・九一九	四・三三七	

昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で
一・四三七	一・四五八	一・五四八	一・六八六	一・七五〇	一・八四四	二・二三一	二・六〇九	三・八一六	四・二二三	

で	
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三二三

四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九一〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二二四
で	
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・八三七
で	
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・八九六
で	
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九二七
で	
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七〇四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・七三二

で	
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三三
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七八

四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五一八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八五〇
で	
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四七三
で	
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・五五七
で	
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六四〇
で	
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四四九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五〇二

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・九一九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四八五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五四六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二三一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四七二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三六〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九四〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六九四
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三〇四
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九〇四

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二八八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三七四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇六七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三二八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二四五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八三六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六二三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二四三
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八五四

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八〇八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七四〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五九九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五〇五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三一九

五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九七二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二八四

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二八四

五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九〇八

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・八九四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・九四九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九七〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七四五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・七六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・九四九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五一六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五七三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二五八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四九八

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五二九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六〇九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四八九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三一八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五三

昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三七七
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九五六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七〇三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三四
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九一一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八一四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七四七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六〇五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五一一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八九

昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六二
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五二
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五三
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三八〇
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三二五

六 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・〇七九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三八八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九九五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・〇四二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇五一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八一五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八三〇

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九〇

六 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六八三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・〇一〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・六二七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六九九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七六〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五五七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五九八

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
一・八二八	一・九二六	二・三二九	二・七二三	三・九八三	四・四〇七	五・五三八	六・三〇二	六・六二二	七・五七二	八・〇〇九

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
一・七八〇	一・八七五	二・二六八	二・六五一	三・八七八	四・二九一	五・三九二	六・一三六	六・四四八	七・三七三	七・七九八

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十五年十月から昭和三十七年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年九月まで
一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・五〇〇	一・六一八	一・七五九

七 昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者
昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者
昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十五年十月から昭和三十七年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年九月まで
一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・四六一	一・五七五	一・七一三

七 昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者
昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者
昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・一四八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一三八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八九四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・〇七五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六三五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六七三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三五四
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・五八三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四四六

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・八〇二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八四五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六三四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六六八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八六三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四三四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四九八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一八七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四三六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三二九

昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇一六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七四五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四九
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九四一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八四二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇二

昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九一〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六七三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二八七
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八九〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七九四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五八九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四七二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六五

昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで 一・三四六

八 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二一四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五一九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一二一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・一六一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一五一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九〇二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九一〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・〇八四

昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで 一・三一

八 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・八一四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一三七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・七五〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・八一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八五八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六四二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六七六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八七一

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六四二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六八〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三六〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・五八七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四五〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇二一
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七四八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九四四
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八四四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七七

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四四一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五〇四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一九三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四四〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三三三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九一五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六七六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二八九
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八九三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七九六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三〇

で	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三四
で	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三四
で	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一三
で	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇三
で	昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三四七

九 昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一六三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二〇〇

で	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五九一
で	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九四
で	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四七三
で	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六六
で	昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三二二

九 昭和三十一年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・八五八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一七八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・七九一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・八五三

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四六三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇三三

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八九〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六七〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・七〇一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八九四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四六三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五二三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二一二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四五六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三四六
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九二七

昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 一 年 三 月 ま で
二・七五六	二・三三七	一・九五〇	一・八五一	一・七八二	一・六三八	一・五三八	一・五一八	一・四〇八	一・三五二

昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 一 年 三 月 ま で
二・六八四	二・二九五	一・八九九	一・八〇二	一・七三五	一・五九五	一・四九八	一・四七八	一・三七一	一・三一六

十 昭和三十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた
 月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞ
 れ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月ま で	一四・五六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月ま で	一四・一六三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月ま で	一三・二〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月ま で	一一・一八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月ま で	九・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月ま で	八・九三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六六五

(新設)

昭 和 四 十 一 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 二 年 三 月 ま で	六 ・ 六 九 九
昭 和 四 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 三 年 三 月 ま で	六 ・ 三 八 〇
昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	五 ・ 六 〇 三
昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	四 ・ 四 六 三
昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	四 ・ 〇 三 三
昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	二 ・ 七 五 六
昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	二 ・ 三 五 七
昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	一 ・ 九 五 〇
昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一 ・ 八 五 一
昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	一 ・ 七 八 二

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三五二

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二七三
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二八四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三三三
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三二五

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二四〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二五〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二七八
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二八四
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三三五
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三四六
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三一〇
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一

昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月	一・三四七

昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三一二
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月	一・三一二

一日までの間に生まれた者	昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日以後に生まれた者
	一・三四七	一・三五二	一・三五二
一日までの間に生まれた者	昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	(新設)
	一・三一二	一・三一六	(新設)

◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行			
附則別表（附則第二条第二項関係） 一〇九（略）		附則別表（附則第二条第二項関係） 一 平成十九年度及び平成二十年度			
				昭和十五年度	七二九・七五二
				昭和十六年度	六一四・一一一
				昭和十七年度	六〇〇・二八二
				昭和十八年度	五七四・九四〇
				昭和十九年度	五三七・二六二
				昭和二十年度	四七三・二四〇
				昭和二十一年度	四一七・九四〇
				昭和二十二年度	四四・一〇一
				昭和二十三年度	一九・一三四

昭和二十四年度	一〇・〇二〇
昭和二十五年度	七・三四九
昭和二十六年 度	七・三四九
昭和二十七年 度	六・一七二
昭和二十八 年度	五・八三一
昭和二十九 年度	五・四一四
昭和三十年 度	五・〇二三
昭和三十一年 度	五・〇二三
昭和三十二年 度	五・〇〇五
昭和三十三年 度	四・八二四
昭和三十四 年度	四・八二四
昭和三十五 年度	四・七六六
昭和三十六 年度	四・五六六
昭和二十七 年度	四・二八六

昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度
〇・八五八	一・〇七五	一・五五七	一・八五六	一・九九六	二・一八五	二・四三〇	二・六〇八	二・七九九	二・九五一	三・一五三	三・四二七	三・六〇〇	三・九四九

昭和五十二年度	○・六九八
昭和五十三年度	○・五七一
昭和五十四年度	○・五〇八
昭和五十五年度	○・四五四
昭和五十六年度	○・三五〇
昭和五十七年度	○・二八七
昭和五十八年度	○・二五二
昭和五十九年度	○・二二九
昭和六十年度	○・二〇一
昭和六十一年度	○・一七七
昭和六十二年度	○・一七〇
昭和六十三年度	○・一六九
平成元年度	○・一六一
平成二年度	○・一三五

昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	平成三年度	平成四年度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度	平成十年度	平成十一年度以後
七三九・九八二	六二二・七二三	六〇八・七〇〇	五八三・〇〇三	〇・一〇一	〇・〇六六	〇・〇四九	〇・〇三五	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇二七	〇・〇〇九	〇・〇〇三

二 平成二十一年度から平成二十五年まで

昭和十九年度	五四四・七九八
昭和二十年度	四七九・八七九
昭和二十一年度	四二三・八〇五
昭和二十二年度	四四・七三二
昭和二十三年度	一九・四一六
昭和二十四年度	一〇・一七五
昭和二十五年度	七・四六六
昭和二十六年	七・四六六
昭和二十七年度	六・二七三
昭和二十八年度	五・九二七
昭和二十九年度	五・五〇四
昭和三十年度	五・一〇七
昭和三十一年度	五・一〇七
昭和三十一年度	五・一〇七
昭和三十二年度	五・〇八九

昭和四十一年度	昭和四十二年	昭和四十三年	昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十六年	昭和三十七年	昭和三十八年	昭和三十九年	昭和四十年	昭和四十一年	昭和四十二年	昭和四十三年	昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十六年	昭和三十三年	昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十六年	昭和三十七年	昭和三十八年	昭和三十九年	昭和四十年	昭和四十一年	昭和四十二年	昭和四十三年	昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十六年											
三・二一一	三・〇〇七	二・八五三	二・六五九	二・四七八	二・二二九	四・〇一九	三・六六四	三・四八九	三・二一一	三・〇〇七	二・八五三	二・六五九	二・四七八	二・二二九	四・九〇六	四・八四七	四・六四四	四・三六〇	四・〇一九	三・六六四	三・四八九	三・二一一	三・〇〇七	二・八五三	二・六五九	二・四七八	二・二二九	四・九〇六	四・八四七	四・六四四	四・三六〇	四・〇一九	三・六六四	三・四八九	三・二一一	三・〇〇七	二・八五三	二・六五九	二・四七八	二・二二九

昭和六十年 度	昭和五十九 年度	昭和五十八 年度	昭和五十七 年度	昭和五十六 年度	昭和五十五 年度	昭和五十四 年度	昭和五十三 年度	昭和五十二 年度	昭和五十一 年度	昭和五十 年度	昭和四十九 年度	昭和四十八 年度	昭和四十七 年度
○・二一八	○・二四六	○・二六九	○・三〇五	○・三六九	○・四七四	○・五二九	○・五九三	○・七二二	○・八八四	一・一〇四	一・五九三	一・八九六	二・〇三八

昭和六十一年度	○・一九四
昭和六十二年度	○・一八七
昭和六十三年度	○・一八六
平成元年度	○・一七七
平成二年度	○・一五一
平成三年度	○・一一六
平成四年度	○・〇八一
平成五年度	○・〇六四
平成六年度	○・〇五〇
平成七年度	○・〇四三
平成八年度	○・〇四三
平成九年度	○・〇四二
平成十年度	○・〇二三
平成十一年度から平成十八年度まで	○・〇一七

昭和二十二年 度	昭和二十一年 度	昭和二十年 度	昭和十九年 度	昭和十八年 度	昭和十七年 度	昭和十六年 度	昭和十五年 度	平成二十三年 度	平成二十二年 度	平成二十一年 度	平成二十年 度	平成十九年 度
四四・九一五	四二五・五〇四	四八一・八〇二	五四六・九八一	五八五・三三九	六一一・一三八	六二五・二一八	七四二・九四六	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇〇〇	〇・〇一四	〇・〇一四

三 平成二十六年
度

昭和二十三年度	昭和二十四年度	昭和二十五年度	昭和二十六年 度	昭和二十七年 度	昭和二十八年 度	昭和二十九年 度	昭和三十年度	昭和三十一年 度	昭和三十二年 度	昭和三十三年 度	昭和三十四年 度	昭和三十五年 度	昭和三十六年 度
一九・四九八	一〇・二一九	七・五〇〇	七・五〇〇	六・三〇二	五・九五四	五・五三〇	五・一三一	五・一三一	五・一一三	四・九二九	四・九二九	四・八七〇	四・六六六

昭和五十年 度	昭和四十九 年度	昭和四十八 年度	昭和四十七 年度	昭和四十六 年度	昭和四十五 年度	昭和四十四 年度	昭和四十三 年度	昭和四十二 年度	昭和四十一 年度	昭和四十 年度	昭和三十九 年度	昭和三十 八年度	昭和三十 七年度
一・一一三	一・六〇三	一・九〇八	二・〇五〇	二・二四二	二・四九二	二・六七三	二・八六八	三・〇二三	三・二二八	三・五〇七	三・六八三	四・〇三九	四・三八一

平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度
○・一八二	○・一九〇	○・一九一	○・一九九	○・二二三	○・二五一	○・二七四	○・三一〇	○・三七四	○・四八〇	○・五三五	○・五九九	○・七二九	○・八九一

平成二十二年 度	平成二十一年 度	平成二十年 度	平成十九年 度	平成十一年度から平成十八年度まで	平成十年 度	平成九年 度	平成八年 度	平成七年 度	平成六年 度	平成五年 度	平成四年 度	平成三年 度	平成二年 度
○・○○四	○・○○四	○・〇一八	○・〇一八	○・〇二一	○・〇二七	○・〇四六	○・〇四七	○・〇四七	○・〇五四	○・〇六八	○・〇八五	○・一二一	○・一五五

昭和二十五年	昭和二十四年	昭和二十三年	昭和二十二年	昭和二十一年	昭和二十年	昭和十九年	昭和十八年	昭和十七年	昭和十六年	昭和十五年	四 平成二十七年		平成二十四年	平成二十三年
七・七二九	一〇・五二二	二〇・〇五一	四六・一五五	四三七・〇二〇	四九四・八三八	五六一・七七六	六〇一・一七一	六二七・六六六	六四二・一二五	七六三・〇三三			〇・〇〇四	〇・〇〇四

昭和二十六年 度	七・七二九
昭和二十七 年度	六・四九九
昭和二十八 年度	六・一四二
昭和二十九 年度	五・七〇六
昭和三十年 度	五・二九七
昭和三十一年 度	五・二九七
昭和三十二年 度	五・二七八
昭和三十三年 度	五・〇八九
昭和三十四年 度	五・〇八九
昭和三十五年 度	五・〇二九
昭和三十六年 度	四・八一九
昭和三十七年 度	四・五二七
昭和三十八年 度	四・一七五
昭和三十九年 度	三・八〇九

昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度
〇・六四三	〇・七七六	〇・九四三	一・一七〇	一・六七三	一・九八六	二・一三二	二・三三〇	二・五八六	二・七七三	二・九七二	三・一三一	三・三四二	三・六二九

昭和五十四年度	○・五七六
昭和五十五年度	○・五二〇
昭和五十六年度	○・四一一
昭和五十七年度	○・三四六
昭和五十八年度	○・三〇九
昭和五十九年度	○・二八四
昭和六十年度	○・二五六
昭和六十一年度	○・二三一
昭和六十二年度	○・二三四
昭和六十三年度	○・二二二
平成元年度	○・二一四
平成二年度	○・一八七
平成三年度	○・一五一
平成四年度	○・一一四

平成二十五年 度	平成二十四 年度	平成二十三 年度	平成二十二 年度	平成二十一 年度	平成二十年 度	平成十九年 度	平成十一年 度から平成 十八年度ま で	平成十年 度	平成九年 度	平成八年 度	平成七年 度	平成六年 度	平成五年 度
○・〇三 一	○・〇三 一	○・〇三 一	○・〇三 一	○・〇三 一	○・〇四 六	○・〇四 六	○・〇四 九	○・〇五 五	○・〇七 四	○・〇七 五	○・〇七 五	○・〇八 三	○・〇九 七

五 平成二十八年度及び平成二十九年年度

昭和十五年度	七六九・一四五
昭和十六年度	六四七・二七〇
昭和十七年度	六三二・六九五
昭和十八年度	六〇五・九八八
昭和十九年度	五六六・二七八
昭和二十年度	四九八・八〇五
昭和二十一年度	四四〇・五二四
昭和二十二年度	四六・五三二
昭和二十三年度	二〇・二二〇
昭和二十四年度	一〇・六一四
昭和二十五年	七・七九九
昭和二十六年	七・七九九
昭和二十七年	六・五五九

昭和二十八年度	昭和二十九年度	昭和三十年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十二年度	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和四十年度	昭和四十一年度
六・一九九	五・七六〇	五・三四七	五・三四七	五・三二八	五・一三八	五・一三八	五・〇七七	四・八六六	四・五七一	四・二一六	三・八四八	三・六六六	三・三七七	

昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度
〇・五三二	〇・五八九	〇・六五六	〇・七九〇	〇・九五八	一・一八七	一・六九五	二・〇一〇	二・一五七	二・三五六	二・六一五	二・八〇三	三・〇〇四	三・一六四

平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度	昭和六十一年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度	昭和五十六年度
○・〇九一	○・一〇五	○・一二三	○・一六〇	○・一九六	○・二二四	○・二三二	○・二三三	○・二四一	○・二六六	○・二九五	○・三一九	○・三五六	○・四二三

平成二十七年 度	平成二十六年 度	平成二十五年 度	平成二十四年 度	平成二十三年 度	平成二十二年 度	平成二十一年 度	平成二十年 度	平成十九年 度	平成十一年度から平成十八年度まで	平成十年 度	平成九年 度	平成八年 度	平成七年 度
○・○〇八	○・○三五	○・○三九	○・○三九	○・○三九	○・○三九	○・○三九	○・○五四	○・○五四	○・○五七	○・○六三	○・○八三	○・○八四	○・○八四

六 平成三十年度

昭和十五年度	七七二・九九六
昭和十六年度	六五〇・五一二
昭和十七年度	六三五・八六四
昭和十八年度	六〇九・〇二三
昭和十九年度	五六九・一一五
昭和二十年度	五〇一・三〇四
昭和二十一年度	四四二・七三一
昭和二十二年度	四六・七七〇
昭和二十三年度	二〇・三二六
昭和二十四年度	一〇・六七三
昭和二十五年	七・八四三
昭和二十六年	七・八四三
昭和二十七年	六・五九七

昭和二十八年年度	昭和二十九年年度	昭和三十年年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度
六・二三五	五・七九四	五・三七九	五・三七九	五・三六〇	五・一六九	五・一六九	五・一六九	五・一六九	五・一〇八	四・八九五	四・五九九	四・二四二	三・八七二
三・三九九	三・六八九	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二	三・八七二
昭和四十一年度	昭和四十年年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	昭和三十五年度	昭和三十四年度	昭和三十三年度	昭和三十二年年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度

昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度
〇・五四〇	〇・五九七	〇・六六四	〇・七九九	〇・九六八	一・一九八	一・七〇八	二・〇二五	二・一七三	二・三七三	二・六三三	二・八二二	三・〇二四	三・一八五

昭和五十六年度	○・四三〇
昭和五十七年度	○・三六三
昭和五十八年度	○・三二六
昭和五十九年度	○・三〇一
昭和六十年度	○・二七二
昭和六十一年度	○・二四七
昭和六十二年度	○・二四〇
昭和六十三年度	○・二三八
平成元年度	○・二三〇
平成二年度	○・二〇二
平成三年度	○・一六六
平成四年度	○・一二九
平成五年度	○・一一一
平成六年度	○・〇九七

平成二十七年 度	平成二十六年 度	平成二十五年 度	平成二十四年 度	平成二十三年 度	平成二十二年 度	平成二十一年 度	平成二十年 度	平成十九年 度	平成十一年度から平成十八年度まで	平成十年 度	平成九年 度	平成八年 度	平成七年 度
○・○一三	○・○四〇	○・○四五	○・○四五	○・○四五	○・○四五	○・○四五	○・○五九	○・○五九	○・○六二	○・○六九	○・○八八	○・○八九	○・○八九

七 令和元年度											平成二十八年 度	
昭和十五年 度	昭和十六年 度	昭和十七年 度	昭和十八年 度	昭和十九年 度	昭和二十年 度	昭和二十一年 度	昭和二十二年 度	昭和二十三年 度	昭和二十四年 度	昭和二十五年 度	昭和二十六年 度	〇・〇〇五
七八〇・七三六	六五七・〇二七	六四二・二三二	六一五・一二三	五七四・八一六	五〇六・三二七	四四七・一六九	四七・二四七	二〇・五三九	一〇・七八九	七・九三一	七・九三一	

昭和四十年 度	昭和三十 九年 度	昭和三十 八年 度	昭和三十 七年 度	昭和三十 六年 度	昭和三十 五年 度	昭和三十 四年 度	昭和三十 三年 度	昭和三十 二年 度	昭和三十 一年 度	昭和三十 年 度	昭和二十 九年 度	昭和二十 八年 度	昭和二十 七年 度
三・七三六	三・九二一	四・二九五	四・六五五	四・九五四	五・一六九	五・二三〇	五・二三〇	五・四二三	五・四四三	五・四四三	五・八六二	六・三〇八	六・六七三

昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度
〇・六一三	〇・六八一	〇・八一七	〇・九八八	一・二二〇	一・七三五	二・〇五五	二・二〇五	二・四〇七	二・六六九	二・八六〇	三・〇六五	三・二二七	三・四四三

昭和五十五年度	○・五五五
昭和五十六年度	○・四四四
昭和五十七年度	○・三七七
昭和五十八年度	○・三三九
昭和五十九年度	○・三一四
昭和六十年度	○・二八五
昭和六十一年度	○・二六〇
昭和六十二年度	○・二五二
昭和六十三年度	○・二五一
平成元年度	○・二四二
平成二年度	○・二一四
平成三年度	○・一七八
平成四年度	○・一四〇
平成五年度	○・一二二

平成二十六年 度	平成二十五年 度	平成二十四年 度	平成二十三年 度	平成二十二年 度	平成二十一年 度	平成二十年 度	平成十九年 度	平成十一年度から平成十八年度まで	平成十年 度	平成九年 度	平成八年 度	平成七年 度	平成六年 度
○・○五 一	○・○五 五	○・○五 五	○・○五 五	○・○五 五	○・○五 五	○・○七 〇	○・○七 〇	○・○七 三	○・○七 九	○・○九 九	○・一〇 〇	○・一〇 〇	○・一〇 八

昭和二十四年度	昭和二十三年度	昭和二十二年度	昭和二十一年度	昭和二十年度	昭和十九年度	昭和十八年度	昭和十七年度	昭和十六年度	昭和十五年度	八、令和二年度から令和四年度まで	平成二十九年 度	平成二十八 年度	平成二十七 年度
一〇・八四八	二〇・六四七	四七・四八八	四四九・四〇九	五〇八・八六三	五七七・六九五	六一八・二〇四	六四五・四四九	六六〇・三一七	七八四・六四五		〇・〇一五	〇・〇一五	〇・〇二三

昭和二十五年 度	七・九七六
昭和二十六年 度	七・九七六
昭和二十七年 度	六・七一一
昭和二十八 年度	六・三四四
昭和二十九 年度	五・八九六
昭和三十 年度	五・四七五
昭和三十一年 度	五・四七五
昭和三十二年 度	五・四五六
昭和三十三年 度	五・二六一
昭和三十四 年度	五・二六一
昭和三十五 年度	五・一九九
昭和三十六 年度	四・九八四
昭和二十七 年度	四・六八三
昭和二十八 年度	四・三二一

昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度
〇・八二六	〇・九九八	一・二三一	一・七四九	二・〇七〇	二・二二一	二・四二四	二・六八七	二・八七九	三・〇八五	三・二四八	三・四六五	三・七六〇	三・九四五

昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和四十年度	昭和四十一年度	昭和四十二年度	昭和四十三年度	昭和四十四年度	昭和四十五年度	昭和四十六年度	昭和四十七年度	昭和四十八年度	昭和四十九年度	昭和五十年度	昭和五十一年度	昭和五十二年	昭和五十三年度	昭和五十四年度	昭和五十五年度	昭和五十六年度	昭和五十七年度	昭和五十八年度	昭和五十九年度	昭和六十年度	昭和六十一年度	昭和六十二年	昭和六十三年度	昭和六十四年度	昭和六十五年	昭和六十六年度	昭和六十七年度	昭和六十八年度	昭和六十九年度	昭和七十年度	昭和七十一年度	昭和七十二年	昭和七十三年度	昭和七十四年度	昭和七十五年度	昭和七十六年度	昭和七十七年度	昭和七十八年度	昭和七十九年度	昭和八十年度	昭和八十一年度	昭和八十二年	昭和八十三年度	昭和八十四年度	昭和八十五年度	昭和八十六年度	昭和八十七年度	昭和八十八年度	昭和八十九年度	昭和九十年度	昭和九十一年度	昭和九十二年	昭和九十三年度	昭和九十四年度	昭和九十五年度	昭和九十六年度	昭和九十七年度	昭和九十八年度	昭和九十九年度	平成元年度	平成二年度	平成三年度	平成四年度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度	平成十年度	平成十一年度	平成十二年	平成十三年度	平成十四年度	平成十五年	平成十六年度	平成十七年度	平成十八年度	平成十九年度	平成二十年度	平成二十一年度	平成二十二年	平成二十三年度	平成二十四年度	平成二十五年	平成二十六年	平成二十七年	平成二十八年	平成二十九年	平成三十年	平成三十一年度	平成三十二年	平成三十三年度	平成三十四年度	平成三十五年	平成三十六年度	平成三十七年度	平成三十八年度	平成三十九年度	平成四十年度	平成四十一年度	平成四十二年	平成四十三年度	平成四十四年度	平成四十五年	平成四十六年度	平成四十七年度	平成四十八年度	平成四十九年度	平成五十年度	平成五十一年度	平成五十二年	平成五十三年度	平成五十四年度	平成五十五年	平成五十六年度	平成五十七年度	平成五十八年度	平成五十九年度	平成六十年度	平成六十一年度	平成六十二年	平成六十三年度	平成六十四年度	平成六十五年	平成六十六年度	平成六十七年度	平成六十八年度	平成六十九年度	平成七十年度	平成七十一年度	平成七十二年	平成七十三年度	平成七十四年度	平成七十五年	平成七十六年度	平成七十七年度	平成七十八年度	平成七十九年度	平成八十年度	平成八十一年度	平成八十二年	平成八十三年度	平成八十四年度	平成八十五年	平成八十六年度	平成八十七年度	平成八十八年度	平成八十九年度	平成九十年度	平成九十一年度	平成九十二年	平成九十三年度	平成九十四年度	平成九十五年	平成九十六年度	平成九十七年度	平成九十八年度	平成九十九年度	令和元年度	令和二年度	令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度	令和十年度	令和十一年度	令和十二年	令和十三年度	令和十四年度	令和十五年	令和十六年度	令和十七年度	令和十八年度	令和十九年度	令和二十年	令和二十一年度	令和二十二年	令和二十三年度	令和二十四年度	令和二十五年	令和二十六年	令和二十七年	令和二十八年	令和二十九年	令和三十年	令和三十一年度	令和三十二年	令和三十三年度	令和三十四年度	令和三十五年	令和三十六年度	令和三十七年度	令和三十八年度	令和三十九年度	令和四十年度	令和四十一年度	令和四十二年	令和四十三年度	令和四十四年度	令和四十五年	令和四十六年度	令和四十七年度	令和四十八年度	令和四十九年度	令和五十年度	令和五十一年度	令和五十二年	令和五十三年度	令和五十四年度	令和五十五年	令和五十六年度	令和五十七年度	令和五十八年度	令和五十九年度	令和六十年度	令和六十一年度	令和六十二年	令和六十三年度	令和六十四年度	令和六十五年	令和六十六年度	令和六十七年度	令和六十八年度	令和六十九年度	令和七十年度	令和七十一年度	令和七十二年	令和七十三年度	令和七十四年度	令和七十五年	令和七十六年度	令和七十七年度	令和七十八年度	令和七十九年度	令和八十年度	令和八十一年度	令和八十二年	令和八十三年度	令和八十四年度	令和八十五年	令和八十六年度	令和八十七年度	令和八十八年度	令和八十九年度	令和九十年度	令和九十一年度	令和九十二年	令和九十三年度	令和九十四年度	令和九十五年	令和九十六年度	令和九十七年度	令和九十八年度	令和九十九年度	令和百年度
〇・六八九	〇・六二一	〇・五六三	〇・四五一	〇・三八四	〇・三四六	〇・三二一	〇・二九一	〇・二六六	〇・二五八	〇・二五七	〇・二四八	〇・二三〇	〇・一八四																																																																																																																																																																																																																																																												

平成二十四年度	平成二十三年度	平成二十二年度	平成二十一年度	平成二十年度	平成十九年度	平成十一年度から平成十八年度まで	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度
○・〇六〇	○・〇六〇	○・〇六〇	○・〇六〇	○・〇七五	○・〇七五	○・〇七八	○・〇八五	○・一〇四	○・一〇五	○・一〇五	○・一一三	○・一二八	○・一四六

昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	令和五年度	令和二年度	令和元年度	平成三十年度	平成二十九年度	平成二十八年 度	平成二十七 年度	平成二十六 年度	平成二十五 年度
八〇四・二八六	六七六・八五〇	六六一・六一〇	六三三・六八四	五九二・一六二		〇・〇〇〇	〇・〇〇五	〇・〇一五	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇二八	〇・〇五六	〇・〇六〇

昭和二十年度	五二一・六一〇
昭和二十一年度	四六〇・六七〇
昭和二十二年度	四八・七〇一
昭和二十三年度	二一・一八八
昭和二十四年度	一一・一四四
昭和二十五年度	八・二〇〇
昭和二十六年	八・二〇〇
昭和二十七年	六・九〇四
昭和二十八年	六・五二八
昭和二十九年	六・〇六八
昭和三十年度	五・六三七
昭和三十一年度	五・六三七
昭和三十二年度	五・六一七
昭和三十三年度	五・四一八

昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	昭和三十五年度	昭和三十四年度
二・三〇一	二・五〇九	二・七八〇	二・九七六	三・一八七	三・三五四	三・五七七	三・八七九	四・〇六九	四・四五四	四・八二五	五・一三四	五・三五四	五・四一八

昭和六十一年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度
○・二九七	○・三二三	○・三五四	○・三八〇	○・四一八	○・四八八	○・六〇二	○・六六二	○・七三一	○・八七二	一・〇四七	一・二八七	一・八一八	二・一四七

平成十九年度	平成十一年度から平成十八年度まで	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年度	昭和六十二年度
○・一〇二	○・一〇五	○・一一二	○・一三二	○・一三三	○・一三三	○・一四一	○・一五六	○・一七四	○・二一三	○・二五一	○・二七九	○・二八八	○・二九〇

令和三年度	令和二年度	令和元年度	平成三十年度	平成二十九年度	平成二十八年度	平成二十七年度	平成二十六年度	平成二十五年度	平成二十四年度	平成二十三年度	平成二十二年度	平成二十一年度	平成二十年度
○・○二五	○・○二五	○・○三〇	○・○四〇	○・○四六	○・○四六	○・○五四	○・○八二	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・一〇二

十 令和六年度

昭和十五年度	八三〇・〇五五
昭和十六年度	六九八・五四一
昭和十七年度	六八二・八一三
昭和十八年度	六五三・九九四
昭和十九年度	六一一・一四四
昭和二十年度	五三八・三三四
昭和二十一年度	四七五・四四三
昭和二十二年度	五〇・二九一
昭和二十三年度	二一・八九八
昭和二十四年度	一一・五三三
昭和二十五年	八・四九五
昭和二十六年	八・四九五
昭和二十七年	七・一五七

(新設)

昭和二十八年年度	六・七六九
昭和二十九年年度	六・二九四
昭和三十年度	五・八四九
昭和三十一年度	五・八四九
昭和三十一年度	五・八四九
昭和三十二年年度	五・八二九
昭和三十三年度	五・六二三
昭和三十四年度	五・六二三
昭和三十五年度	五・五五八
昭和三十六年度	五・三三〇
昭和三十七年度	五・〇一一
昭和三十八年度	四・六二九
昭和三十九年度	四・二三一
昭和四十年度	四・〇三五
昭和四十一年度	三・七二三

昭和五十五年度	昭和五十四年度	昭和五十三年度	昭和五十二年度	昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度
〇・六五三	〇・七一五	〇・七八七	〇・九三一	一・一一三	一・三六〇	一・九〇八	二・二四八	二・四〇七	二・六二二	二・九〇一	三・一〇三	三・三二一	三・四九四

昭和五十六年度	○・五三五
昭和五十七年度	○・四六四
昭和五十八年度	○・四二四
昭和五十九年度	○・三九七
昭和六十年度	○・三六六
昭和六十一年度	○・三三九
昭和六十二年度	○・三三一
昭和六十三年度	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一
平成三年度	○・二五二
平成四年度	○・二二二
平成五年度	○・一九三
平成六年度	○・一七八

平成二十七年 度	平成二十六年 度	平成二十五年 度	平成二十四年 度	平成二十三年 度	平成二十二年 度	平成二十一年 度	平成二十年 度	平成十九年 度	平成十一年度 から平成十八 年度まで	平成十年 度	平成九年 度	平成八年 度	平成七年 度
○・○八八	○・一一七	○・一二二	○・一二二	○・一二三	○・一二二	○・一二二	○・一三七	○・一三七	○・一四一	○・一四八	○・一六八	○・一六九	○・一六九

平成二十八年度	〇・〇七九
平成二十九年度	〇・〇七九
平成三十年度	〇・〇七四
令和元年度	〇・〇六三
令和二年度	〇・〇五八
令和三年度	〇・〇五八
令和四年度	〇・〇五八

別表（第二条、第四条関係）

昭和十五年度	八三〇・〇五五
昭和十六年度	六九八・五四一
昭和十七年度	六八二・八一三
昭和十八年度	六五三・九九四
昭和十九年度	六一一・一四四
昭和二十年度	五三八・三三四

昭和十五年度	八〇四・二八六
昭和十六年度	六七六・八五〇
昭和十七年度	六六一・六一〇
昭和十八年度	六三三・六八四
昭和十九年度	五九二・一六二
昭和二十年度	五二一・六一〇

別表（第二条、第四条関係）

昭和十五年度	八〇四・二八六
昭和十六年度	六七六・八五〇
昭和十七年度	六六一・六一〇
昭和十八年度	六三三・六八四
昭和十九年度	五九二・一六二
昭和二十年度	五二一・六一〇

昭和二十一年度	四七五・四四三
昭和二十二年度	五〇・二九一
昭和二十三年度	二一・八九八
昭和二十四年度	一一・五三三
昭和二十五年	八・四九五
昭和二十六年	八・四九五
昭和二十七年	七・一五七
昭和二十八年	六・七六九
昭和二十九年	六・二九四
昭和三十年度	五・八四九
昭和三十一年度	五・八四九
昭和三十二年	五・八二九
昭和三十三年	五・六二三
昭和三十四年度	五・六二三

昭和二十一年度	四六〇・六七〇
昭和二十二年度	四八・七〇一
昭和二十三年度	二一・一八八
昭和二十四年度	一一・一四四
昭和二十五年	八・二〇〇
昭和二十六年	八・二〇〇
昭和二十七年	六・九〇四
昭和二十八年	六・五二八
昭和二十九年	六・〇六八
昭和三十年度	五・六三七
昭和三十一年度	五・六三七
昭和三十二年	五・六一七
昭和三十三年	五・四一八
昭和三十四年度	五・四一八

昭和四十八年度	二・二四八
昭和四十七年度	二・四〇七
昭和四十六年度	二・六二二
昭和四十五年度	二・九〇一
昭和四十四年度	三・一〇三
昭和四十三年度	三・三二一
昭和四十二年度	三・四九四
昭和四十一年度	三・七二三
昭和四十年度	四・〇三五
昭和三十九年度	四・二三一
昭和三十八年度	四・六二九
昭和三十七年度	五・〇一一
昭和三十六年度	五・三三〇
昭和三十五年度	五・五五八

昭和四十八年度	二・一四七
昭和四十七年度	二・三〇一
昭和四十六年度	二・五〇九
昭和四十五年度	二・七八〇
昭和四十四年度	二・九七六
昭和四十三年度	三・一八七
昭和四十二年度	三・三五四
昭和四十一年度	三・五七七
昭和四十年度	三・八七九
昭和三十九年度	四・〇六九
昭和三十八年度	四・四五四
昭和三十七年度	四・八二五
昭和三十六年度	五・一三四
昭和三十五年度	五・三五四

昭和四十九年度	一・九〇八
昭和五十年	一・三六〇
昭和五十一年度	一・一一三
昭和五十二年	〇・九三一
昭和五十三年	〇・七八七
昭和五十四年度	〇・七一五
昭和五十五年	〇・六五三
昭和五十六年度	〇・五三五
昭和五十七年度	〇・四六四
昭和五十八年度	〇・四二四
昭和五十九年度	〇・三九七
昭和六十年	〇・三六六
昭和六十一年度	〇・三三九
昭和六十二年	〇・三三一

昭和四十九年度	一・八一八
昭和五十年	一・二八七
昭和五十一年度	一・〇四七
昭和五十二年	〇・八七二
昭和五十三年	〇・七三一
昭和五十四年度	〇・六六二
昭和五十五年	〇・六〇二
昭和五十六年度	〇・四八八
昭和五十七年度	〇・四一八
昭和五十八年度	〇・三八〇
昭和五十九年度	〇・三五四
昭和六十年	〇・三二三
昭和六十一年度	〇・二九七
昭和六十二年	〇・二九〇

昭和六十三年度	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一
平成三年度	○・二五二
平成四年度	○・二二二
平成五年度	○・一九三
平成六年度	○・一七八
平成七年度	○・一六九
平成八年度	○・一六九
平成九年度	○・一六八
平成十年度	○・一四八
平成十一年度	○・一四一
平成十二年度	○・一四一
平成十三年度	○・一四一

昭和六十三年度	○・二八八
平成元年度	○・二七九
平成二年度	○・二五一
平成三年度	○・二一三
平成四年度	○・一七四
平成五年度	○・一五六
平成六年度	○・一四一
平成七年度	○・一三三
平成八年度	○・一三三
平成九年度	○・一三二
平成十年度	○・一一二
平成十一年度	○・一〇五
平成十二年度	○・一〇五
平成十三年度	○・一〇五

平成十四年度	○・一四一
平成十五年度	○・一四一
平成十六年度	○・一四一
平成十七年度	○・一四一
平成十八年度	○・一四一
平成十九年度	○・一三七
平成二十年度	○・一三七
平成二十一年度	○・一二三
平成二十二年度	○・一二三
平成二十三年度	○・一二三
平成二十四年度	○・一二三
平成二十五年	○・一二三
平成二十六年	○・一一七
平成二十七年	○・〇八八

平成十四年度	○・一〇五
平成十五年度	○・一〇五
平成十六年度	○・一〇五
平成十七年度	○・一〇五
平成十八年度	○・一〇五
平成十九年度	○・一〇二
平成二十年度	○・一〇二
平成二十一年度	○・〇八七
平成二十二年	○・〇八七
平成二十三年	○・〇八七
平成二十四	○・〇八七
平成二十五	○・〇八七
平成二十六	○・〇八二
平成二十七年	○・〇五四

令和四年度	○・○五八
令和三年度	○・○五八
令和二年度	○・○五八
令和元年度	○・○六三
平成三十九年度	○・○七四
平成二十九年度	○・○七九
平成二十八年度	○・○七九

(新設)	(新設)
令和三年度	○・○二五
令和二年度	○・○二五
令和元年度	○・○三〇
平成三十九年度	○・○四〇
平成二十九年度	○・○四六
平成二十八年度	○・○四六

◎ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律
 施行令（平成二十五年政令第二百八十号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
昭和三十六年度	八・九一四	昭和三十六年度	八・八五五
昭和三十七年度	八・三九七	昭和三十七年度	八・三四一
昭和三十八年度	七・九〇七	昭和三十八年度	七・八五四
昭和三十九年度	七・四四三	昭和三十九年度	七・三九二
昭和四十年年度	七・〇〇二	昭和四十年年度	六・九五五
昭和四十一年度	六・五八五	昭和四十一年度	六・五四〇
昭和四十二年度	六・一九〇	昭和四十二年度	六・一四七
昭和四十三年度	五・八一五	昭和四十三年度	五・七七四
昭和四十四年度	五・四六〇	昭和四十四年度	五・四二一
昭和四十五年度	五・一二三	昭和四十五年度	五・〇八六

昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇
昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一
昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四

昭和四十六年度	四・七六九
昭和四十七年度	四・四六八
昭和四十八年度	四・一八三
昭和四十九年度	三・九一三
昭和五十年度	三・六五七
昭和五十一年度	三・四一四
昭和五十二年度	三・一八四
昭和五十三年度	二・九六六
昭和五十四年度	二・七五九
昭和五十五年度	二・五六三
昭和五十六年度	二・三七七
昭和五十七年度	二・二〇一
昭和五十八年度	二・〇三四
昭和五十九年度	一・八七六

昭和六十年 度	一・七四三
昭和六十一年 度	一・六〇〇
昭和六十二年 度	一・四六四
昭和六十三年 度	一・三三六
平成元年 度	一・二一四
平成二年 度	一・〇九九
平成三年 度	〇・九八九
平成四年 度	〇・八八五
平成五年 度	〇・七八七
平成六年 度	〇・六九四
平成七年 度	〇・六〇六
平成八年 度	〇・五二二
平成九年 度	〇・四四三
平成十年 度	〇・三六七

昭和六十年 度	一・七二六
昭和六十一年 度	一・五八四
昭和六十二年 度	一・四四九
昭和六十三年 度	一・三二二
平成元年 度	一・二〇一
平成二年 度	一・〇八六
平成三年 度	〇・九七七
平成四年 度	〇・八七四
平成五年 度	〇・七七六
平成六年 度	〇・六八四
平成七年 度	〇・五九六
平成八年 度	〇・五二三
平成九年 度	〇・四三四
平成十年 度	〇・三五九

平成二十一年度	○・三一五
平成二十二年	○・二六四
平成二十三年	○・二二六
平成二十四	○・一六九
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一三六
平成二十七年	○・一一六
平成二十八年	○・〇九七
平成二十九年	○・〇八一
平成三十年	○・〇六六
平成三十一年	○・〇五三
平成三十二年	○・〇四一
平成三十三年	○・〇三一
平成三十四	○・〇二四

平成二十一年度	○・三〇七
平成二十二年	○・二五七
平成二十三年	○・二〇八
平成二十四	○・一六二
平成二十五年	○・一四五
平成二十六年	○・一二九
平成二十七年	○・一〇九
平成二十八年	○・〇九〇
平成二十九年	○・〇七四
平成三十年	○・〇五九
平成三十一年	○・〇四七
平成三十二年	○・〇三四
平成三十三年	○・〇二五
平成三十四	○・〇一八

別表第二（第十四条関係）

昭和三十六年度	五・三三〇	平成二十五年	〇・〇一八
昭和三十七年度	五・〇一一	平成二十六年	〇・〇二四
昭和三十八年度	四・六二九	平成二十七年	〇・〇二三
		平成二十八年度	〇・〇二二
		平成二十九年度	〇・〇一一
		平成三十年度	〇・〇一〇
		令和元年度	〇・〇〇九
		令和二年度	〇・〇〇八
		令和三年度	〇・〇〇六

別表第二（第十四条関係）

昭和三十六年度	五・一三四	平成二十五年	〇・〇一二
昭和三十七年度	四・八二五	平成二十六年	〇・〇〇八
昭和三十八年度	四・四五四	平成二十七年	〇・〇〇七
		平成二十八年度	〇・〇〇六
		平成二十九年度	〇・〇〇五
		平成三十年度	〇・〇〇四
		令和元年度	〇・〇〇三
		令和二年度	〇・〇〇二
		（新設）	（新設）

昭和三十九年度	四・二三一
昭和四十年	四・〇三五
昭和四十一年度	三・七二三
昭和四十二年	三・四九四
昭和四十三年	三・三二一
昭和四十四年	三・一〇三
昭和四十五年	二・九〇一
昭和四十六年	二・六二二
昭和四十七年	二・四〇七
昭和四十八年	二・二四八
昭和四十九年	一・九〇八
昭和五十年	一・三六〇
昭和五十一年	一・一一三
昭和五十二年	〇・九三一

昭和三十九年度	四・〇六九
昭和四十年	三・八七九
昭和四十一年度	三・五七七
昭和四十二年	三・三四四
昭和四十三年	三・一八七
昭和四十四年	二・九七六
昭和四十五年	二・七八〇
昭和四十六年	二・五〇九
昭和四十七年	二・三〇一
昭和四十八年	二・一四七
昭和四十九年	一・八一八
昭和五十年	一・二八七
昭和五十一年	一・〇四七
昭和五十二年	〇・八七二

昭和五十三年度	○・七八七
昭和五十四年度	○・七一五
昭和五十五年度	○・六五三
昭和五十六年度	○・五三五
昭和五十七年度	○・四六四
昭和五十八年度	○・四二四
昭和五十九年度	○・三九七
昭和六十年度	○・三六六
昭和六十一年度	○・三三九
昭和六十二年度	○・三三一
昭和六十三年度	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一
平成三年度	○・二五二

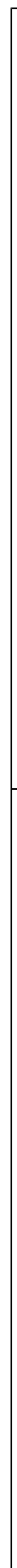
昭和五十三年度	○・七三一
昭和五十四年度	○・六六二
昭和五十五年度	○・六〇二
昭和五十六年度	○・四八八
昭和五十七年度	○・四一八
昭和五十八年度	○・三八〇
昭和五十九年度	○・三五四
昭和六十年度	○・三二三
昭和六十一年度	○・二九七
昭和六十二年度	○・二九〇
昭和六十三年度	○・二八八
平成元年度	○・二七九
平成二年度	○・二五一
平成三年度	○・二一三

平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度
○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四八	○・一六八	○・一六九	○・一六九	○・一七八	○・一九三	○・二二二

平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度
○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一〇五	○・一一二	○・一三二	○・一三三	○・一三三	○・一四一	○・一五六	○・一七四

令和元年度	平成三十年度	平成二十九年度	平成二十八年 度	平成二十七年 度	平成二十六年 度	平成二十五 年度	平成二十四 年度	平成二十三 年度	平成二十二 年度	平成二十一 年度	平成二十年 度	平成十九 年度	平成十八 年度
○・○六三	○・○七四	○・○七九	○・○七九	○・○八八	○・一一七	○・一二二	○・一二二	○・一二二	○・一二二	○・一二二	○・一三七	○・一三七	○・一四一

(新設)	平成三十年 度	平成二十九 年度	平成二十八 年度	平成二十七 年度	平成二十六 年度	平成二十五 年度	平成二十四 年度	平成二十三 年度	平成二十二 年度	平成二十一 年度	平成二十年 度	平成十九 年度	平成十八 年度
(新設)	○・○四〇	○・○四六	○・○四六	○・○五四	○・○八二	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・○八七	○・一〇二	○・一〇二	○・一〇五



◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等） 第十八条（略）</p>	<p>（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等） 第十八条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係る同条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十条第二項及び第三項、第六十五条の二から第六十八条まで、第一百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十条の二、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項及び第三項、第十一条の六第一項及び第六項から第八項まで、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項、第四項及び第六項から第八項まで並びに第十七条の四第五項本文、附則別表第二並びに別表の規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第六</p>

項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	被保険者である受給権者	
老齢厚生年金	被保険者であった期間	<p>旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
平成二十四年一元化法附則第三		<p>被保険者である被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。）</p>

<p>改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の二第一項</p>	
<p>再評価率</p>	<p>とするものと し、資格を喪 失した日（第 十四條第二号 から第四号ま でのいずれか に該当するに 至つた日にあ つては、その 日）から起算 して一月を経 過した日の属 する月から、 年金</p>
<p>なお効力を有する改正前国共済 法（平成二十四年一元化法附則 第三十七條第一項の規定により なおその効力を有するものとさ れた改正前国共済法（平成二十 四年一元化法第二條の規定によ る改正前の国家公務員共済組合 法（昭和三十三年法律第二百十 八号）をいう。以下同じ。）を いい、被用者年金制度の一元化</p>	<p>十七條第一項に規定する給付の うち退職共済年金 として、当該退職共済年金</p>

<p>改正後厚生年金保険法第四十三條の二第二項第一号</p>	<p>当該年度</p>	<p>保険給付</p>	
<p>標準報酬（以下「前年度の</p>	<p>前年度の標準報酬（当該年度</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付</p>	<p>等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第七十二條の二に規定する再評価率</p>
<p>法第四十二條第一項に規定する</p>			

改正後厚生年金保険法の第二十三條の二第二項の二第二項の二第二項	標準報酬（	標準報酬の月額と標準期末手当の額（以下「標準報酬の月額」という。）となお効力を有する改正前国共済法第四十二條の二第一項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）をいう。以下同じ
改正後厚生年金保険法の第二十三條の二第三項	標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額
改正後厚生年金保険法の第四十三條の三第一項	受給権者	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付の受給権者
改正後厚生年金保険法の第四十三條の四第三項	標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額

改正後厚生年金保険法第四十六條第五項		改正後厚生年金保険法第四十六條第一項	及び第四十三條の五第三項
老齡厚生年金	同條第四項に規定する	第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する	老齡厚生年金
平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六條の規定による退職共済年金	なお効力を有する改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の二第四項の規定による	なお効力を有する改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額、なお効力を有する改正前国共済法第七十八條第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の二第四項の規定による	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六條の規定による退職共済年金

改正後厚生年金保険法第四十六條第六項	第三十六條第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十三條第二項
改正後厚生年金保険法第五十四條第二項	障害厚生年金 被保険者	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金
改正後厚生年金保険法第五十四條第三項	障害厚生年金について、第四十七條第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金

改正後厚生 年金保険法 第六十六條 第二項	改正後厚生 年金保険法 第六十六條 第一項	改正後厚生 年金保険法 第六十六條 第二項	改正後厚生 年金保険法 第六十六條 第一項	改正後厚生 年金保険法 第六十五條 の二			合
				被保険者	遺族厚生年金	遺族厚生年金	
平成二十四年一元化法附則第三	国家公務員共済組合の組合員	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	国家公務員共済組合の組合員	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	祖父母（第四十七條第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。）	

厚生年金保 険法第九十	厚生年金保 険法第九十 二条第一項							年金保 険法 第六十七 条 第一項及 び 第六十八 条
	この法律 保険料その 他	還 保険給付の 返	第三十六 条第三 項本文	給 保険給付の 支	支 払う	支 払期月	保 険給付を	
法の規定に よる掛金 その他な お	返還 平成二十 四年一元 化法附則 第三十七 条第一項 に規定す る給付の	な お効力を 有する改 正前国共 済 法第七十三 条第四項 本文	同 項に規定 する給付 の支給	支 給する	支 給期月	平 成二十四 年一元化 法附則第 三十七 条第一項 に規定す る給付を	な お効力を 有する改 正前国共 済 法の規定 による掛 金その他 な お効力を 有する改 正前国共 済 法	十七 条第一項 に規定す る給付の うち遺族 共済年金

二条第二項	保険給付	効力を有する改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付
改正後厚生年金保険法 第百條の二 第一項	相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付の支給の停止を行うため、相互に標準報酬に関する事項及び受給権者に対する同項に規定する給付の支給状況
改正後厚生年金保険法 第百條の二 第三項及び 第四項	実施機関 年金たる保険給付に関する処分に關し	国家公務員共済組合連合会 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付の支給の停止を行うため
改正後厚生年金保険法 附則第十條 の二	附則第八條の規定による老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金

改正後厚生年金保険法附則第十一條第一項ただし書	改正後厚生年金保険法附則第十一條第一項				
老齢厚生年金の全部	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の額を	限る。次項において同じ	附則第八條の規定による老齢厚生年金（第四十三條第一項及び附則第九條
退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額を除く。）	退職共済年金の額	当該退職共済年金	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）を	限る	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七條第一項及び第二項並びに附則第十二條の四

改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項	附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条及び第九条の二第一項から第三項まで又は第九条の三	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四及び第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三	
障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
附則第九条の二第二項第二号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号	附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
附則第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項に	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第二項若しくは第四項		

改正後厚生年金保険法附則第十一 条の二第四 項	改正後厚生年金保険法附則第十一 条の二第二 項ただし書	改正後厚生年金保険法附則第十一 条の二第二 項	改正後厚生年金保険法附則第十一 条の二第二 項	第四十四条第一 項	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の全部	附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項において読み替えられた第	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する額
										なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する額	退職共済年金の額

改正後厚生年金保険法附則第十一	改正後厚生年金保険法附則第十一の四第三項	改正後厚生年金保険法附則第十一の四第一項	
附則第八条	附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号	老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号	一項に規定する基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額
平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号	退職共済年金に係るなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号	障害者・長期加入者の退職共済年金

改正後厚生年金保険法附則第十一 条の六第六	改正後厚生年金保険法附則第十一 条の六第一 項ただし書	条の六第一 項
附則第八条	老齢厚生年金の全部	老齢厚生年金（第四十三 条第一項、附則第九 条の二第一項から第三 項まで又は附則第九 条の三及び附則第九 条
平成二十四年一元化法附則第三 十七条第一項に規定する給付の うち改正前国共済法附則第十二 条の三	退職共済年金の全部（なお効力 を有する改正前国共済法第七 十七条第二項各号及び附則第十二 条の四の二第三項各号に定める 金額を除く。）	条の三 退職共済年金（なお効力を有す る改正前国共済法第七十七 条第一項及び第二項、附則第十二 条の四の二第一項から第四項まで 又は附則第十二条の四の三並び に附則第十二条の四
	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金
	退職共済年金の額	当該退職共済年金

改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項		改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第八項		改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第七項		項	
額が加算され	額が加算され	老齢厚生年金	前各項	調整額、坑内員・船員の調整額	前各項	老齢厚生年金	調整額、坑内員・船員の調整額
		老齢厚生年金 (附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算され	附則第八条		調整額、坑内員・船員の調整額		
額が加算され	額が加算され	退職共済年金	第一項及び前二項	調整額	第一項	退職共済年金	調整額
		平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金					

改正後厚生年金保険法附則第十三	改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項			<p>ているものを除く。次項及び第八項において同じ。）</p>
	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の額（第四十条第一項	
退職共済年金の額	当該退職共済年金	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項	<p>退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項の規定によりその額が計算されるものに限る。以下この条において同じ。）</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項の規定によりその額が計算されるものに限る。以下この条において同じ。）</p>

						改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項	条の六第一項ただし書の全部
全部	第四十四条第一項	これら	第一項及び第二項の規定を	、第一項及び第二項	老齢厚生年金	附則第十三条の四第三項	老齢厚生年金の全部
全部（なお効力を有する改正前	なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項	同項	同項の規定を	、第一項	退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額を除く。）

改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第六項	改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第八項		改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第六項	前二項	老齡厚生年金	附則第十三条の四第三項	老齡厚生年金	国共済法第七十七条第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額を除く。）
	第四項から前項まで	附則第十三条の四第三項						
改正後厚生年金保険法附則第十五条の四第五項本文	旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るた	旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るた	旧国共済施行日前期間の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）第二条の	第四項	退職共済年金	退職共済年金	旧国共済施行日前期間の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）第二条の	

<p>第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第</p>	<p>となる標準報酬月額</p>	<p>めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十四条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額</p>
<p>同項及び平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年国共済改正法附則第十一条第</p>	<p>となる標準報酬の月額</p>	<p>規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額</p>

改正後厚生年金保険法別表		一号及び改正前の第四十三条第一項	当該旧国家公務員共済組合員期間	標準報酬月額に、	被保険者	改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項
国家公務員共済組合の組合員	当該旧国共済施行日前期間	二項		標準報酬の月額に、		厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金（附則第十八條、第十九條第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同）附則第十二條の三の規定による退職共済年金（平成二十四年

<p>法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの</p>	<p>日（同法）</p>
<p>一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法（以下「なお効力を有する改正前国共済法」という。）附則第十二条の四並びに第十二条の七の二第一項及び第二項又は第十二条の七の三第一項及び第二項若しくは第四項の規定によりその額が計算されるもののうち当該額がなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含むもの</p>	<p>日（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法</p>

	<p>等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）</p>
<p>総報酬月額相当額（同法）</p>	<p>総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法）</p>
<p>老齢厚生年金の額</p>	<p>退職共済年金の額</p>
<p>附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前</p>	<p>なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める</p>

		改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 一条第三項					
同法第三十六	老齡厚生年金	厚生年金保 法附則第八 条	前二項	老齡厚生年 金の全部	当該老齡厚 生年金	が同法	条第三項若 しくは第五 項において 準用する同 法第四十四 条第一項
なお効力を有する改正前国共済	退職共済年金	平成二十四 年一元化法 附則第三十 七条第一項 に規定する 給付のうち 改正前国共 済法附則第 十二条の三	第一項	退職共済年 金の全部（ 職域加算額 を除く。）	当該退職共 済年金	法 が適用する 改正後厚生 年金保法	金額（以下 この項にお いて「職域 加算額」と いう。）及び なお効力を 有する改正 前国共済法 附則第十二 条の七の二 第三項又は 第十二条の 七の三第三 項の規定に より読み替 えて適用す るなお効力 を有する改 正前国共済 法第七十八 条第一項

	改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四條第四項	条第二項
厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び同法	厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び同法	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の七の四第ニ項各号のいずれかに該当するもの並びに改正後厚生年金保険法
障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が附則第二十二條	障害者・長期加入者の老齡厚生年金（その受給権者が附則第二十二條	障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者がなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の七の三第八項
当該老齡厚生年金	当該老齡厚生年金	当該退職共済年金
厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号	厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項第二号
附則第十八條	なお効力を有する改正前国共済	なお効力を有する改正前国共済

全部	同法附則第九 条の二第二項 第一号	第三項、第十 九条第三項若 しくは第五項 、第二十条第 三項若しくは 第五項若しくは は第二十条の 二第三項若し くは第五項又 は同法附則第 九条の二第三 項若しくは第 九条の三第二 項若しくは第 四項（同条第 五項において その例による 場合を含む。 ）において準 用する同法第 四十四条第一 項
全部（なお効力を有する改正前	なお効力を有する改正前国共済 法附則第十二条の四の二第二項 第一号	法第七十八条第一項

改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 四条第六項	前三項	国共済法附則第十二条の四の二 第三項各号に定める金額を除く 。）
厚生年金保険 法附則第八 条	平成二十四年一元化法附則第三 十七条第一項に規定する給付の うち改正前国共済法附則第十二 条の三	なお効力を有する改正前国共済 法第七十三条第二項
老齢厚生年金 同法第三十六 条第二項	退職共済年金	なお効力を有する改正前国共済 法第七十三条第二項
改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第一項	老齢厚生年金 (附則第十八 条、第十九条 第一項から第 五項まで、第 二十条第一項 から第五項ま	改正前国共済法附則第十二条の 三 退職共済年金(なお効力を有す る改正前国共済法附則第十二条 の四並びに第十二条の七の第二 項及び第二項又は第十二条の 七の三第一項及び第二項若しく は第四項の規定によりその額が 計算されるもののうち当該額が

	<p>で又は第二十条の二第二項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されている</p>	<p>なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含む</p>
<p>改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第一項ただし書</p>	<p>当該老齢厚生年金</p> <p>老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項</p>	<p>当該退職共済年金</p> <p>退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の七の三第二項若しくは第四項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項各号に定める金額（以下この条において「職域加算額」という。）及びなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第三項又は第十二条の七の三第三項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第</p>

改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第五項	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第五項	老齡厚生年金	加給年金額	第一項各号に 掲げる	前二項	老齡厚生年金	老齡厚生年金 の全部	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第三項	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第三項	から第四項ま で	、第三項	一 項	退職共済年金の全部（職域加算額を除く。第三項において同じ。）	退職共済年金	同項	同項各号に掲げる	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号	職域加算額及び加給年金額	退職共済年金	同項及び第三項

改正後平成 六年国民年 金等改正法	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第九項			改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第八項	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第八項	金等改正法 附則第二十 六条第七項	老齡厚生年金		退職共済年金
	前各項	同法	加 入 者 の 老 齡 厚 生 年 金				厚 生 年 金 保 險 法	老齡厚生年金	前各項
改正後平成 六年国民年 金等改正法	次条第六項に 規定する繰上 げ調整額が加			な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 七 の 五 第 一 項 に 規 定 す る 繰 上 げ 調 整 額 が 加 算	第一項、第三項及び第五項から 前項まで	適用する改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法	退職共済年金	第一項、第三項及び前三項

2 平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により前項

2 平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により前項

改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第十四 項		改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第十一 項		附則第二十 六条第十項			
		老齡厚生年金	老齡厚生年金	第一項、第二 項	厚生年金保 險 法	算された老 齡 厚生年金	された退職共 済年金
老齡厚生年金	改正後の厚生 年金保険法附 則第八条	厚生年金保 險 法附則第十 一条の六及び 前 各項	退職共済年金	改正前国共 済法附則第十 二条の 三	第一項	適用する改正 後厚生年金保 險法	適用する改正 後厚生年金保 險法
退職共済年金	三 改正前国共 済法附則第十 二条の	適用する改正 後厚生年金保 險法 附則第十 一条の六及び 前各項（ 第二項、第四 項及び前二項 を除く。）	退職共済年金	三 改正前国共 済法附則第十 二条の	第一項	適用する改正 後厚生年金保 險法	適用する改正 後厚生年金保 險法

に規定する法律の規定を適用する場合には、改正後厚生令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六、第三条の六の二、第七条、第八条の二、第八条の二の二及び第八条の二の五、厚生年金保険法施行令第三条の七並びに再評価令第四条第一項及び第三項、第五條、第六條、別表第一並びに別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

に規定する法律の規定を適用する場合には、改正後厚生令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六、第三条の六の二、第七条、第八条の二、第八条の二の二及び第八条の二の五、厚生年金保険法施行令第三条の七並びに再評価令第四条第一項及び第三項、第六條、別表第一並びに別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生令第三条の四第一項	法第四十三條の二第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた同法第一條の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八條第一項の規定により読み替えられた規定にあ
----------------	-----------------	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

再評価令第四十一条	厚生年金保険法施行令第三条の七	改正後厚生年金令第三条の六の二	改正後厚生年金令第三条の六（見出しを含む。）	改正後厚生年金令第三条の四の二	
厚生年金保険法第四十三条第一項	法第五十四条第三項	法第四十六条第六項	法第四十六条第二項	法第四十六条第一項	法第四十三条の四第一項第一号
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第二項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号

つては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。
イ 第四十三条の二第一項第二号

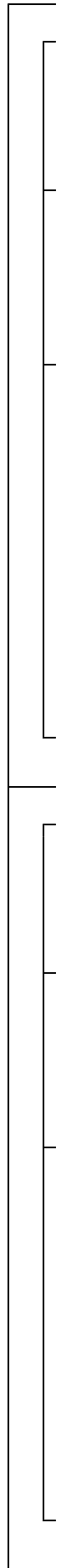
(略)	
(略)	
<p style="text-align: center;">同法別表</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法 (平成二十四年一元化法附則第 三十七条第四項の規定により適 用するものとされた平成二十四 年一元化法第一条の規定による 改正後の厚生年金保険法をい</p>	<p>の見直し等のための国家公務員 退職手当法等の一部を改正する 法律の一部の施行に伴う国家公 務員共済組合法による長期給付 等に関する経過措置に関する政 令(平成二十七年政令第三百四 十五号。以下「平成二十七年経 過措置政令」という。)第十五 条第一項の規定により読み替え られた被用者年金制度の一元化 等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律(平成 二十四年法律第六十三号。以下 「平成二十四年一元化法」とい う。)附則第三十七条第一項の 規定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十四年一 元化法第二条の規定による改正 前の国家公務員共済組合法(昭 和三十三年法律第二百二十八号) 第七十二条の二</p>

再評価令第 四條第三項			
再評価令第 五條	厚生年金保 法第四十六 條第一項	(略)	
	適用する改正後厚生年金保 法第四十六條第一項(平成二 十七年経過措置政令第三十七 條第一項の規定により読み替 えられた平成二十四年一元 化法附則第十	(略)	

(新設)	再評価令第 四條第三項		
(新設)	厚生年金保 法附則第十七 條の四第三項 から第七項ま で	同法の	
(新設)	適用する改正後厚生年金保 法附則第十七條の四第五項	適用する改正後厚生年金保 険法又は適用厚年法(平成二 十四年一元化法附則第三十七 條第四項の規定により適用 するもの)とされた厚生年金 保険法をいい、平成二十七 年経過措置政令第十八條第 一項の規定により読み替え られた規定にあつては、同 項の規定による読み替え後 のものとする。(以下同じ。)	別表

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同法	同条第三項本文	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	適用する改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法第四十六條第三項本文	七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

再評価令別表第一	再評価令第六條第二項	再評価令第六條第二項	再評価令第六條第一項	再評価令第六條第一項	(新設)	(新設)	
被保険者	定めるとおり	附則別表第一	附則第二十一條第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	(新設)	(新設)	
国家公務員共済組合の組合員	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一・二	附則別表	附則第十二條第一項	平成二十七年経過措置政令第十九條第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において	(新設)	(新設)	



◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等） 第十七条（略）</p>	<p>（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等） 第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、厚生年金保険法第四十三条第三項の規定、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項並びに第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項並びに附則第十条の二の規定、厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに第十一条の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二及び別表の規定、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の平成六年国民年金等</p>

改正法（以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十二條及び第二十七條第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四條第四項及び第六項並びに第二十六條第一項、第三項、第五項、第七項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

厚生年金保険法第四十三條第三項	受給権者	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五條の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。）
被保険者であった期間	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ	

改正後厚生年金保険法の二第一項	改正後厚生年金保険法第四十三條	改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項	
標準報酬（以下「前年度の	保険給付	とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）については、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金	老齢厚生年金
なお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付	として、当該退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金

第四十三條
の二 第二項
第一号
標準報酬

第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）をいう。以下同じ。）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十四条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額（以下「掛金の標準となつた給料の額」という。）と同条第二項に規定する掛金の

改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の三第二項	改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の三第一項	改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の三第一項	改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の二第三項	改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の二第二項 第二号	
前年度の標準 報酬	前年度の標準 報酬及び前々 年度等の標準 報酬	受給権者	標準報酬	標準報酬（以 下「前々年度 等の標準報酬 等」の標準報酬	
前年度の掛金の標準となつた給	前年度の掛金の標準となつた給 料の額等及び前々年度等の掛金 の標準となつた給料の額等	平成二十四年一元化法附則第六 十一條第一項に規定する給付の 受給権者	掛金の標準となつた給料の額と 掛金の標準となつた期末手当等 の額	掛金の標準となつた給料の額と 掛金の標準となつた期末手当等 の額（以下「前々年度等の掛金 の標準となつた給料の額等」	標準となつた期末手当等の額（ 以下「掛金の標準となつた期末 手当等の額」という。）（以下 「前年度の掛金の標準となつた 給料の額等」

年金保険法 第四十三條 の四第二項 第一号	報酬	料の額等
改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の四第二項 第二号	前々年度等の 標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつ た給料の額等
改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の四第三項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と 掛金の標準となつた期末手当等 の額
改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の五第二項 第一号	前年度の標準 報酬	前年度の掛金の標準となつた給 料の額等
改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の五第二項 第二号	前々年度等の 標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつ た給料の額等

改正後厚生年金保険法の第四十三条の五第三項	改正後厚生年金保険法第四十六条第一項	標準報酬	老齢厚生年金	第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額	同条第四項
掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金	なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百一条の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額	なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百一条の規定により加算される額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項		

改正後厚生年金保険法第五十四条	改正後厚生年金保険法第五十四条第二項	障害厚生年金	被保険者	障害厚生年金	改正後厚生年金保険法第四十六條第六項	改正後厚生年金保険法第四十四條第一項	改正後厚生年金保険法第四十六條第五項	老齡厚生年金	第三十六條第二項	改正後厚生年金保険法第四十六條第五項

改正後厚生年金保険法第六十六條第二項		改正後厚生年金保険法第六十六條第一項	改正後厚生年金保険法第六十五條の二			第三項
被保険者	遺族厚生年金	遺族厚生年金	被保険者	遺族厚生年金	遺族厚生年金	項ただし書の規定は、前項ただし書の場合
地方公務員共済組合の組合員	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	地方公務員共済組合の組合員	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金	この条において同じ。）	祖父母（第四十七條第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。）

厚生年金保	改正後厚生年金保険法第六十七條第一項及び第六十八條							遺族厚生年金
	還	給	給	支払う	支払期月	保険給付を	この法律	
保険料その他	保険給付の返還	第三十六條第三項本文	第三十六條第三項本文	保険給付の支給	支払期月	支払期月	保険給付をこの法律	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
なお効力を有する改正前地共済	返還	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付の返還	なお効力を有する改正前地共済法第七十五條第四項本文	同項に規定する給付の支給	支給する	支給期月	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金

改正後厚生 年金保険法 第百条の二 第四項	改正後厚生 年金保険法 第百条の二 第三項	改正後厚生 年金保険法 第百条の二 第一項	改正後厚生 年金保険法 第百条の二 第一項	この法律		この法律	法の規定による掛金その他なお 効力を有する改正前地共済法
				保険給付		保険給付	平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付
実施機関		実施機関		実施機関は、 相互に、被保 険者の資格に 関する事項		実施機関は、平成二十四年一元 化法附則第六十一条第一項に規 定する給付の支給の停止を行う ため、相互に	同項に規定する給付
年金たる保険 給付に関する 処分に関する 実施機関		年金たる保険 給付に関する 処分に関する 実施機関		年金たる保険 給付に関する 処分に関する 実施機関		年金たる保険 給付に関する 処分に関する 実施機関	組合
平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の 支給の停止を行うため		平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の 支給の停止を行うため		平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の 支給の停止を行うため		平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の 支給の停止を行うため	組合

改正後厚生年金保険法附則第十条の二	附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条	厚生年金保険法附則第十一条第一項	附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条	老齢厚生年金（第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。次項において同じ	老齢厚生年金の額を	退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済
	老齢厚生年金	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済						

	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下の項において同じ。）を</p>
<p>厚生年金保険法附則第十一條第一項</p>	<p>老齢厚生年金の額</p>	<p>退職共済年金の額</p>
<p>厚生年金保険法附則第十一條の二第一項</p>	<p>附則第八條</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九條</p>
<p>老齢厚生年金（附則第九條及び第九條の二第一項から第三項までは第九條の三</p>	<p>退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十條の二第一項から第三項まで又は第二十條の三の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法</p>	

<p>の規定によりその額が計算されている</p>	<p>障害者・長期加入者の老齢厚生年金</p>	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>附則第九条の二第二項第二号</p>	<p>附則第九条の二第二項第一号</p>	<p>附則第九条の三第二項若しくは第四項（</p>
<p>附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含む</p>	<p>障害者・長期加入者の老齢厚生年金</p>	<p>当該退職共済年金</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第二号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第二項若しくは第五項</p>

改正後厚生年金保険法	厚生年金保険法附則第二十一条の第二項ただし書		厚生年金保険法附則第二十一条の第二項		同条第五項においてその例による場合を含む。)	第四十四条第一項
	障害者・長期加入者の老齢年金	老齢厚生年金の全部	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金		
障害者・長期加入者の退職共済年金	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）		退職共済年金の額	当該退職共済年金	障害者・長期加入者の退職共済年金	なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項

<p>附則第十一 条の四第一 項</p>	<p>厚生年金 老齡厚生年金 に係る附則第 九条の二第二 項第一号</p>	<p>退職共済年金に係るなお効力を 有する改正前地共済法附則第二 十条の二第二項第一号</p>
<p>厚生年金保 険法附則第 十一条の六 第一項</p>	<p>附則第八条</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九 条</p>
	<p>老齡厚生年金 (第四十三条 第一項、附則 第九条の二第 一項から第三 項まで又は附 則第九条の三 及び附則第九 条の規定によ りその額が計 算されている</p>	<p>退職共済年金(なお効力を有す る改正前地共済法第七十九条第 一項、附則第二十条の二第一項 から第三項まで又は第二十条の 三の規定によりその額が計算さ れているもの並びになお効力を 有する改正前地共済法附則第二 十四条第一項の規定によりその 額が計算されているもののうち 当該額がなお効力を有する改正 前地共済法第七十九条第一項又 は附則第二十条の二第二項(な お効力を有する改正前地共済法 附則第二十条の三第一項及び第 四項においてその例による場合 を含む。)の規定により計算し</p>

厚生年金保 険法附則第 六項	厚生年金保 険法附則第 六項			厚生年金保 険法附則第 六項た だし書	厚生年金保 険法附則第 六項の六 十一項た だし書	当該老齡厚生 年金	た額を含む
	前各項	老齡厚生年金	附則第八 条				
第一項及び第六項	第一項	退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第六 十一條第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九 条	退職共済年金の全部（なお効力 を有する改正前地共済法第七 九條第一項第二号及び附則第二 十條の二第二項第三号に掲げる 額並びになお効力を有する改正 前地共済法附則第二十四條第一 項に規定する特例加算額を除く 。）	退職共済年金の額	退職共済年金	

<p>厚生年金保険法附則第十三条の六第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項</p>	<p>十一條の六第八項</p>
<p>附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金</p>	<p>老齢厚生年金（附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。）</p>	<p>附則第八条 老齢厚生年金</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十条の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの又はなお効力を有する改正前地共済法附則第二十</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金</p>

厚生年金保険法附則第十三条の六第一項ただし書					
	老齢厚生年金の額	老齢厚生年金の全部	当該老齢厚生年金	老齢厚生年金の額(第四十条第一項	
	退職共済年金の額	退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額か	当該退職共済年金	退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項	四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限り。以下この条において同じ。)

厚生年金保 険法附則第 十三條の六 第四項ただ し書	厚生年金保 険法附則第 十三條の六 第四項	附則第十三條 の四第三項の 規定による老 齡厚生年金	、第一項及び 第二項	当該老齡厚生 年金	第一項及び第 二項の規定を	これら	老齡厚生年金 の額(第四十 四條第一項	ら政令で定める額を減じた額及 びなお効力を有する改正前地共 済法附則第二十四條第一項に規 定する特例加算額から政令で定 める額を減じた額を除く。)
								平成二十四年一元化法附則第六 十一條第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第二十 四條の二第三項の規定による退 職共済年金

厚生年金保 険法附則第 十三條の六 第八項	から前項まで の四第三項	前二項	老齡厚生年金	附則第十三條 の四第三項	老齡厚生年金 の全部	附則第二十四條第一項に規定す る特例加算額から政令で定める 額を減じた額及びなお効力を有 する改正前地共済法第八十條第 一項

	<p>改正後厚生年金保険法附則第十七条の四の前の見出し</p>	<p>老齢厚生年金</p>		<p>改正後厚生年金保険法附則第十七条の四の前の見出し</p>	<p>平均標準報酬月額</p>	<p>改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額</p>	<p>うち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項</p>
	<p>平均給料月額</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>となる標準報酬月額</p>	<p>平均給料月額</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料</p>	<p>旧地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額</p>	<p>旧地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額</p>	<p>退職共済年金</p>

平成六年国	平成六年国 民年金等改 正法附則第 二十一条の 前の見出し	改正後厚生 年金保険法 別表					
厚生年金保険	老齢厚生年金	被保険者	に、 標準報酬月額	当該旧地方公 務員共済組合 員期間	前 の 第 四 十 三 条 第 一 項	第一項並びに 平成十二年改 正法附則第二 十条第一項第 一号及び改正 前の第四十三 条第一項	酬月額 の額
被用者年金制度の一元化等を図	退職共済年金	地方公務員共済組合の組合員	、 掛金の標準となつた給料の額に	当該旧地共済施行日前期間		同項及び平成二十七年経過措置 政令第十八条第一項の規定によ り読み替えて適用する平成十二 年地共済改正法附則第十条第二 項	の額

民年金等改
正法附則第
二十一条第
一項

法附則第八条
の規定による
老齢厚生年金
(附則第十八
条、第十九条
第一項から第
五項まで、第
二十条第一項
から第五項ま
で又は前条第
一項から第五
項まで及び同
法附則第九条
の規定により
その額が計算
されている

るための厚生年金保険法等の一
部を改正する法律(平成二十四
年法律第六十三号。以下「平成
二十四年一元化法」という。)
附則第六十一条第一項に規定す
る給付のうち平成二十四年一元
化法第三条の規定による改正前
の地方公務員等共済組合法(昭
和三十七年法律第五十二号。
以下「改正前地共済法」という
。附則第十九条の規定による
退職共済年金(なお効力を有す
る改正前地共済法(平成二十四
年一元化法附則第六十一条第一
項の規定によりなおその効力を
有するものとされた改正前地共
済法をい、被用者年金制度の
一元化等を図るための厚生年金
保険法等の一部を改正する法律
及び地方公務員等共済組合法及
び被用者年金制度の一元化等を
図るための厚生年金保険法等の
一部を改正する法律の一部を改
正する法律の施行に伴う地方公
務員等共済組合法による長期給
付等に関する経過措置に関する
政令(平成二十七年政令第三百
四十七号。以下「平成二十七年

日（同法	
日（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附	<p>経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）附則第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五条の四第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項の規定によりその額が計算されているもの並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項及び第三項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含む</p>

	<p>総報酬月額相当額（同法）</p>	<p>老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第十條第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四條第一項</p>
<p>則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。（以下同じ。）</p>	<p>総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法）</p>	<p>退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に定める金額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第三項、第二十五条の三第三項若しくは第六項又は第</p>

平成六年国	平成六年国 民年金等改 正法附則第 二十一條第 一項ただし 書				
前二項	老齢厚生年金 の全部	老齢厚生年金 の額	当該老齢厚生 年金	が同法	
第一項	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の二第二項、第二十五條の三第二項若しくは第五項又は第二十五條の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十二條の二第二項第三号に定める金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額を除く。）	退職共済年金の額	当該退職共済年金	法 が適用する改正後厚生年金保険	第二十五條の四第三項若しくは第六項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十條第一項

<p>民年金等改 正法附則第 二十一条第 三項</p>	<p>厚生年金保険 法附則第八 条</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九 条</p>
<p>改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 四条第四項</p>	<p>厚生年金保険 法附則第八 条</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九 条</p>
	<p>老齢厚生年金 (前項各号の いずれかに該 当するもの及 び同法</p>	<p>退職共済年金(なお効力を有す る改正前地共済法附則第二十五 条の五第二項各号のいずれかに 該当するもの並びに適用厚年法 (平成二十四年一元化法附則第 六十一条第四項の規定により適 用するものとされた厚生年金保 険法をいい、平成二十七年経過 措置政令第十七条第一項の規定 により読み替えられた規定にあ つては、同項の規定による読替</p>

<p>障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二</p>	<p>障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の三第十項若しくは第二十五條の四第十項</p>	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>当該退職共済年金</p>	<p>厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五條の二第二項第二号</p>	<p>附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項若しくは第二十條の二第三項若しくは第五項又は第五項若しくは第二十條の二第三項若しくは第五項又は</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十條の二第三項、第二十二條の二第二項、第二十五條の三第三項若しくは第五項又は第二十五條の四第三項若しくは第五項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十條第一項</p>	<p>） え後のものとする。以下同じ。</p>
---------------------------------------	--	-----------------	-----------------	-----------------------------	---------------------------------------	---	---	-----------------------------

全部	同法附則第九 条の二第二項 第一号	附則第二十一 条（附則第二 十二條におい て準用する場 合を含む。以 下この項にお いて同じ。）	は同法附則第 九条の二第三 項若しくは第 九条の三第二 項若しくは第 四項（同条第 五項において その例による 場合を含む。 ）において準 用する同法第 四十四條第一 項
全部（なお効力を有する改正前 地共済法附則第二十条の二第二	号 なお効力を有する改正前地共済 法附則第二十条の二第二項第一 号	附則第二十一 条	

	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 四条第六項	前三項	項第三号及び改正前地共済法附 則第二十四条第一項に規定する 特例加算額を除く。）
改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第一項	厚生年金保 険法附則第 八条	前 三 項	な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 地 共 済 法 附 則 第 二 十 五 条 の 五 第 二 項 の 規 定 及 び 第 四 項
老 齡 厚 生 年 金 （ 附 則 第 十 八 条 、 第 十 九 条 第 一 項 から 第 五 項 ま で、 第 三 項 ま で、 第 五 項 若 し く は 第 六 項	厚 生 年 金 保 険 法 附 則 第 八 条	平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 六 十 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 給 付 の う ち 改 正 前 地 共 済 法 附 則 第 十 九 条	退 職 共 済 年 金
厚 生 年 金 保 険 法 附 則 第 八 条	平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 六 十 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 給 付 の う ち 改 正 前 地 共 済 法 附 則 第 十 九 条	同 法 第 三 十 六 条 第 二 項	な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 地 共 済 法 第 七 十 五 条 第 二 項

<p>改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第一項 ただし書</p>		
<p>老齢厚生年金 の額（附則第 十八条第三項 、第十九条第 三項若しくは 第五項、第二 十条第三項若</p>	<p>当該老齢厚生 年金</p>	<p>二十条第一項 から第五項ま で又は第二十 条の二第一項 から第五項ま で及び同法附 則第九条の規 定によりその 額が計算され ている</p>
<p>退職共済年金の額（なお効力を 有する改正前地共済法附則第二 十五条の二第二項、第二十五条 の三第二項若しくは第五項又は 第二十五条の四第二項若しくは 第五項においてその例によるも のとされたなお効力を有する改</p>	<p>当該退職共済年金</p>	<p>又は第二十五条の四第一項から 第三項まで、第五項若しくは第 六項の規定によりその額が計算 されているもの並びになお効力 を有する改正前地共済法附則第 二十四条第一項の規定によりそ の額が計算されているものう ち当該額がなお効力を有する改 正前地共済法附則第二十条の二 第二項（なお効力を有する改正 前地共済法附則第二十五条の二 第二項、第二十五条の三第二項 若しくは第五項又は第二十五条 の四第二項若しくは第五項にお いてその例による場合を含む。 ）の規定により計算した額を含 む</p>

改正後平成 六年国民年		
老齢厚生年金	老齢厚生年金 の全部	しくは第五項 又は第二十条 の二第三項若 しくは第五項 において準用 する厚生年金 保険法第二十 四条第一項
退職共済年金	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）	正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第三項、第二十五条の三第三項若しくは第六項又は第二十五条の四第三項若しくは第六項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項

金等改正法 附則第二十 六条第三項			
前二項	第一項各号に掲げる	厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号	加給年金額
同項	同項各号に掲げる	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び加給年金額
全部			全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項において

改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第八項	前各項 老齡厚生年金	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第七項	厚生年金保険 法第三十六 条第二項	老齡厚生 年金	から第四項 まで	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第五項	前各項 老齡厚生 年金	退職共済年 金	てその例によるものとされたな お効力を有する改正前地共済法 附則第二十条の二第二項第三号 に掲げる額及びなお効力を有す る改正前地共済法附則第二十四 条第一項に規定する特例加算額 を除く。）

改正後平成 六年国民年 金等改正法 則第八条	改正後の厚生 年金保険法附 則第八条	第一項、第二 項	厚生年金保険 法	厚生年金 算された老齡 厚生年金	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第十項	前各項	同法	加入者の老齡 厚生年金	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第九項	障害者・長期 加入者の老齡 厚生年金	厚生年金保険 法	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第九項
改正後平成 六年国民年 金等改正法 則第十八条	平成二十四年一元化法附則第六 十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九	第一項	適用厚年法	なつた退職共済年金 規定する繰上げ調整額が加算さ れた退職共済年金	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第十項	第一項、第三項及び第五項から 前項まで	適用厚年法	障害者・長期加入者の退職共済 年金	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第九項	障害者・長期 加入者の老齡 厚生年金	厚生年金保険 法	改正後平成 六年国民年 金等改正法 附則第二十 六条第九項

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法及び厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正後厚年令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六及び第三条の六の二の規定、厚生年金保険法施行令第三条の七の規定並びに再評価令第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚年令第三条の四第一項	法第四十三條の二第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の
----------------	-----------------	--

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法及び厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正後厚年令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六及び第三条の六の二の規定、厚生年金保険法施行令第三条の七の規定並びに再評価令第四条第一項及び第三項、第六条並びに別表第一及び別表第三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十六條第十一項	老齡厚生年金	老齡後の厚生年金保險法附則第八條	條
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六條第十四項	厚生年金保險法附則第十一條の六及び前各項	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共濟法附則第十九條	適用厚年法附則第十一條の六及び前各項(第二項、第四項及び前二項を除く。)
老齡厚生年金	退職共濟年金	退職共濟年金	退職共濟年金

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

改正後厚年 令第三条の 四の二	改正後厚年 令第三条の 四の二	
法第四十六條 第一項	法第四十三條 の四第一項第 一号	
適用する改正後厚生年金保険法 第四十六條第一項	適用する改正後厚生年金保険法 第四十三條の四第一項第一号	一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた同法第一條の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三條の二第一項第二号イ

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

再評価令第四十一条	再評価令第四十一条の見出し	厚生年金保険法施行令第三条の七	厚生年金保険法施行令第三条の七	厚生年金保険法施行令第三条の七の見出し	改正後厚生令第三条の六の二	六（見出しを含む。）
厚生年金保険法第四十三条第一項	厚生年金保険法	法第五十四条第三項	法第四十六条第六項	法第四十六条第六項	法第四十六条第二項	
改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条	改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第二項	

	(略)
	(略)

	同法別表
	<p>の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。) 第四十三条第一項</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下この項及び第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。) 第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。) 別表</p>

再評価令第 五条の見出し	再評価令第 四條第三項				
厚生年金保険法	厚生年金保険法	(略)	(略)	(略)	(略)
適用する改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	再評価令第 四條第三項			
(新設)	(新設)	同法の 第二 同法附則別表 第二	同法の 第四第三項 から第七項ま で	厚生年金保険 法附則第十七 條の四第三項 から第七項ま で	同法の
(新設)	(新設)	適用する改正後厚生年金保険法 又は適用厚年法の	適用する改正後厚生年金保険法 附則別表第二	適用する改正後厚生年金保険法 附則第十七條の四第六項	適用する改正後厚生年金保険法 又は適用厚年法（平成二十四年 一元化法附則第六十一條第四項 の規定により適用するものとな された厚生年金保険法をいい、平 成二十七年経過措置政令第十七 條第一項の規定により読み替え られた規定にあつては、同項の 規定による読替え後のものとなす る。第三項において同じ。）の

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	五条
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	適用する改正後厚生年金保険法

再評価令別 表第一	再評価令第 六条第二項	再評価令第 六条第一項	再評価令第 六条第一項	再評価令第 六条第一項	(新設)
被保険者	定めるとおり	附則別表第一	附則第二十一 条第一項及び 第二項	国民年金法等 の一部を改正 する法律（平 成十二年法律 第十八号。以 下	(新設)
地方公務員共済組合の組合員	定めるとおり（昭和六十年九月 以前の期間にあつては、一・二 二）	附則別表	附則第十一条第一項、第二項、 第五項及び第六項	平成二十七年経過措置政令第十 八条第一項の規定により読み替 えて適用する地方公務員等共済 組合法等の一部を改正する法律 （平成十二年法律第二十二号。 次項において	(新設)